

第214回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕

【発電所に係る情報】

- ・ 3月5日 柏崎刈羽原子力発電所構内における雷観測の開始について [P. 3]
- ・ 3月5日 柏崎刈羽原子力発電所7号機の設計及び工事計画にかかる軽微変更届出の提出について [P. 5]
- ・ 3月5日 柏崎刈羽原子力発電所7号機の設計及び工事計画認可申請補正書の提出について [P. 6]
- ・ 3月9日 「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに届出について [P. 7]
- ・ 3月10日 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取り組み状況について [P. 8]
- ・ 3月10日 7号機新規規制基準に基づく安全対策工事の進捗状況について [P. 13]
- ・ 3月10日 7号機使用前事業者検査の進捗状況について [P. 14]
- ・ 3月10日 柏崎刈羽原子力発電所社員によるIDカード不正使用についての根本原因分析及び改善策について [P. 15]
- ・ 3月16日 「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」に関する原子力規制委員会の暫定評価結果の受領について [P. 21]
- ・ 3月18日 「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」に関する原子力規制委員会の暫定評価結果への当社回答について [P. 25]
- ・ 3月23日 「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」に関する原子力規制検査に係る対応区分の変更通知の受領について [P. 27]
- ・ 3月30日 柏崎刈羽原子力発電所における使用済燃料の2021年度号機間輸送計画について [P. 29]
- ・ 3月30日 2021年度使用済燃料等の搬出・受入について [P. 30]
- ・ 3月31日 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づく原子力規制委員会からの命令に係る通知等の受領について [P. 31]
- ・ 4月6日 柏崎刈羽原子力発電所7号機の設計及び工事計画認可申請補正書の認可について [P. 32]
- ・ 4月7日 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づく原子力規制委員会からの命令に係る通知に対する当社回答について [P. 33]
- ・ 4月7日 核物質防護を含む一連の事案に対する今後の対応方針について [P. 34]
- ・ 4月7日 柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染症患者の概要 [P. 42]
- ・ 4月11日 柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染症患者の概要 [P. 44]

【その他】

- ・ 3月31日 特別事業計画の変更の認定申請について [P. 46]
- ・ 4月12日 新潟本社行動計画の取り組み状況について
(2020年度 第4四半期進捗報告) [P. 47]
- ・ 4月14日 広報活動について(4月報告) [P. 55]

【福島を進捗状況に関する主な情報】

- ・ 3月25日 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ
進捗状況(概要版) [別紙]

<参考>

当社原子力発電所の公表基準(平成15年11月策定)における不適合事象の公表区分について

区分Ⅰ 法律に基づく報告事象等の重要な事象

区分Ⅱ 運転保守管理上重要な事象

区分Ⅲ 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象

その他 上記以外の不適合事象

以 上

柏崎刈羽原子力発電所構内における雷観測の開始について

2021年3月5日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、洋上風力事業をはじめとした再生可能エネルギーの主力電源化を推し進めていくこととしておりますが、日本海沿岸での再生可能エネルギーの確保に広く貢献していくために、柏崎刈羽原子力発電所構内の避雷鉄塔3基で雷観測を開始（荒浜側避雷鉄塔1基：1月30日観測開始、大湊側避雷鉄塔1基・南新潟避雷鉄塔1基：2月28日観測開始）いたしました。

新潟県を含む日本海沿岸域で風力発電事業を検討するにあたっては、高構造物となる風車への冬季雷対策が課題の一つとなるため、気候変動も含めた冬季雷の特性を把握する必要があります。

そこで当社は、今後約5年をかけ、柏崎刈羽原子力発電所構内において、冬季雷の頻度・電荷量^{※1}・様相^{※2}などの観測を行い、冬季雷によるリスク評価を進めてまいります。

また、必要に応じて、適切な耐雷性能を有する風力発電設備の開発なども進めてまいります。

本取り組みは、柏崎刈羽原子力発電所の自然災害対策における安全性を継続的に評価する観点でも意義があると考えており、長期間の観測を通じて、発電所の更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

以上

※1：電気量（エネルギーの大きさ）を示す物理量であり、電流の時間変化を積分した値

※2：避雷鉄塔等への着雷や落雷の進展方向（上向き・下向き）の状態。定点カメラにより撮影

<別紙> 柏崎刈羽原子力発電所構内における雷観測の概要について

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
広報室 報道グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所構内における雷観測の概要

1. 観測期間

- ・ 2021年1月30日～2025年（予定）

2. 実施内容

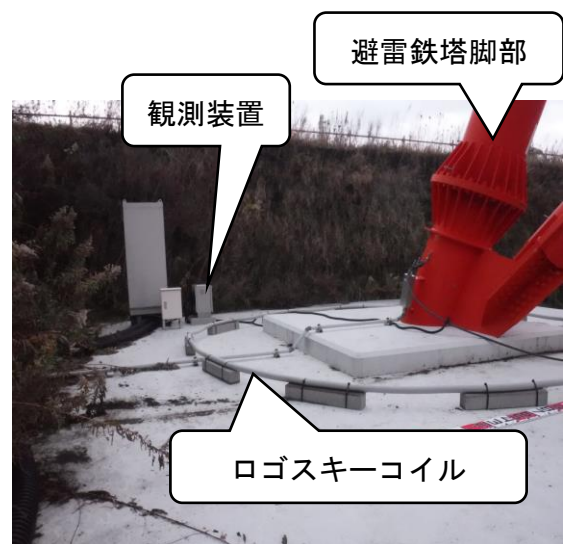
- ・ 構内3基の避雷鉄塔脚部にロゴスキーコイル^{*}を取り付け、電荷量（雷の大きさを表す指標のひとつで、雷電流波形から算出する）を観測（写真①参照）
- ・ 定点カメラによって、雷様相（写真②参照）も観測
- ・ 構内排気塔における観測や広域観測も今後検討

※ロゴスキーコイル：非接触の電流センサー

写真① 雷観測装置



(a) 避雷鉄塔下部状況



(b) ロゴスキーコイル状況

写真② 観測される雷様相（冬季雷）のイメージ



以上

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の設計及び工事計画にかかる軽微変更届出の提出について

2021 年 3 月 5 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、原子炉等規制法）第 43 条の 3 の 9 に基づき、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の設計及び工事計画の軽微変更届出書を、原子力規制委員会へ提出しました。

今回の届出は、2020 年 10 月 14 日に認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の設計及び工事計画認可申請書において、可燃性ガス濃度制御系逃がし弁の吹出量の単位の記載誤り※があったことから、記載の適正化のため行うものです。

当社は、引き続き原子力規制委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

以 上

※可燃性ガス濃度制御系逃がし弁の吹出量の単位の記載誤り：

本来、可燃性ガス濃度制御系逃がし弁の吹出量の単位を「kg/h」とすべきところ、誤って「m³/h」と記載

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の設計及び工事計画認可申請補正書の提出について

2021 年 3 月 5 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 に基づき、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の設計及び工事計画認可申請の補正書を、原子力規制委員会へ提出しました。

当社は、新規規制基準施行後の規則改正への対応のため、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の非常用ディーゼル発電機からの給電時を想定した、高エネルギーアーク損傷(HEAF)*対策に関する設計及び工事計画認可申請を、2021 年 1 月に実施しております。

(2021 年 1 月 20 日お知らせ済み)

今回の補正は、審査やヒアリングでのご指摘を踏まえ、品質マネジメントシステムに関する記載を一部適正化したものです。

当社は、引き続き原子力規制委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

以 上

※ 高エネルギーアーク損傷 (HEAF (High Energy Arcing Fault)) :

高エネルギーのアーク放電による機器の爆発に起因する故障およびこれに伴い発生する火災のこと。アーク放電により、熱や光の放出・金属の蒸発・急激な圧力上昇を伴う爆発により、機器の損壊、変形等の故障が発生するとともに、機器が高温になる場合、アーク火災が発生する。

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111 (代表)

「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに届出について

2021年3月9日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、2000年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づき、「原子力事業者防災業務計画*」を原子力発電所ごとに作成し、運用してまいりました。

同法の規定において、原子力事業者は「原子力事業者防災業務計画」を毎年見直しするとともに、必要な場合はこれを修正することとしております。

この度、福島県、新潟県をはじめ地元自治体と協議の上、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を内閣総理大臣ならびに原子力規制委員会に届出ましたので、お知らせします。

○「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨（修正日：2021年3月9日）

【共通】

- ・用語の定義の修正
- ・資機材の点検の修正

【柏崎刈羽原子力発電所のみ】

- ・緊急時対策所の変更(5号機 緊急時対策所の運用開始)を見据えた修正
- ・その他の原子力防災資機材への重大事故等対処設備（SA設備）の追加
- ・7号機安全パラメータ表示システム（SPDS）伝送パラメータ追加に伴う修正
- ・原子力災害対策指針改正に伴う修正

以上

* 原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害時の復旧に必要な業務等について定めたもの。

添付資料

- ・福島第一原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容
- ・福島第二原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容
- ・柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

※添付資料は当社ホームページを参照願います

【掲載先】 https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/1582325_8711.html

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所における 安全対策の取り組み状況について

2021年3月10日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所



柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における規制基準への主な対応状況

2021年3月9日現在

規制基準の要求機能と当所6、7号機において講じている安全対策の例	対応状況	
	6号機	7号機
I. 耐震・対津波機能（強化される主な事項のみ記載）		
1. 基準津波により安全性が損なわれないこと		
(1) 基準津波の評価		完了
(2) 防潮堤の設置		完了
(3) 原子炉建屋の水密扉化	完了	完了
(4) 津波監視カメラの設置		完了
(5) 貯留堰の設置	完了	完了
(6) 重要機器室における常設排水ポンプの設置	完了	完了
2. 津波防護施設等は高い耐震性を有すること		
(1) 津波防護施設(防潮堤)等の耐震性確保	完了	完了
3. 基準地震動策定のため地下構造を三次元的に把握すること		
(1) 地震の揺れに関する3次元シミュレーションによる地下構造確認	完了	完了
4. 安全上重要な建物等は活断層の露頭がない地盤に設置		
(1) 敷地内断層の約20万年前以降の活動状況調査	完了	完了
5. 耐震強化(地盤改良による液状化対策含む)		
(1) 屋外設備・配管等の耐震評価・工事 (取水路、ガスタービン発電機、地上式フィルタベント等)	工事中	完了
(2) 屋内設備・配管等の耐震評価・工事	工事中	完了
II. 重大事故を起こさないために設計で担保すべき機能(設計基準) (強化される主な事項のみ記載)		
1. 火山、竜巻、外部火災等の自然現象により安全性が損なわれないこと		
(1) 各種自然現象に対する安全上重要な施設の機能の健全性評価・工事	工事中	完了
(2) 防火帯の設置		完了
2. 内部溢水により安全性が損なわれないこと		
(1) 溢水防止対策(水密扉化、壁貫通部の止水処置等)	工事中	(完了→)工事中 ^{※1}

□ : 検討中、設計中 □ : 工事中 □ : 完了(使用前事業者検査を除く本体工事の完了を示す)

※1 未完了工事
・配管の床貫通部(原子炉建屋)



柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における規制基準への主な対応状況

2021年3月9日現在

規制基準の要求機能と当所6、7号機において講じている安全対策の例	対応状況	
	6号機	7号機
3. 内部火災により安全性が損なわれないこと		
(1) 耐火障壁の設置等	工事中	工事中 ^{※1}
4. 安全上重要な機能の信頼性確保		
(1) 重要な系統(非常用炉心冷却系等)は、配管も含めて系統単位で多重化もしくは多様化	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
(2) 重要配管の環境温度対策	設計中	完了
5. 電気系統の信頼性確保		
(1) 発電所外部の電源系統多重化(3ルート5回線)	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
(2) 非常用ディーゼル発電機(D/G)燃料タンクの耐震性の確認	完了	完了
Ⅲ. 重大事故等に対処するために必要な機能		
1. 原子炉停止		
(1) 代替制御棒挿入機能	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
(2) 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
(3) ほう酸水注入系の設置	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
2. 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧		
(1) 自動減圧機能の追加	完了	完了
(2) 予備ポンプ・バッテリーの配備	完了	完了
3. 原子炉注水		
3.1 原子炉高圧時の原子炉注水		
(1) 高圧代替注水系の設置	工事中	完了
3.2 原子炉低圧時の原子炉注水		
(1) 復水補給水系による代替原子炉注水手段の整備	完了	完了
(2) 原子炉建屋外部における接続口設置による原子炉注水手段の整備	完了	完了
(3) 消防車の高台配備	完了	

※1 未完了工事
 ・タンパー(コントロール建屋)
 ・配管の経路確認(廃棄物処理建屋)
 ※2 福島第一原子力事故以前より設置している設備

柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における規制基準への主な対応状況

2021年3月9日現在

規制基準の要求機能と当所6、7号機において講じている安全対策の例	対応状況	
	6号機	7号機
4. 重大事故防止対策のための最終ヒートシンク確保		
(1) 代替水中ポンプおよび代替海水熱交換器設備の配備	完了	完了
(2) 耐圧強化バントによる大気への除熱手段を整備	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
5. 格納容器内雰囲気冷却・減圧・放射性物質低減		
(1) 復水補給水系による格納容器スプレイ手段の整備	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
6. 格納容器の過圧破損防止		
(1) フィルタバント設備(地上式)の設置	工事中	完了
(2) 新除熱システム(代替循環冷却系)の設置	工事中	完了
7. 格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却(ペDESTAL注水)		
(1) 復水補給水系によるペDESTAL(格納容器下部)注水手段の整備	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
(2) 原子炉建屋外部における接続口設置によるペDESTAL(格納容器下部)注水手段の整備	完了	完了
(3) コリウムシールドの設置	完了	完了
8. 格納容器内の水素爆発防止		
(1) 原子炉格納容器への窒素封入(不活性化)	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
9. 原子炉建屋等の水素爆発防止		
(1) 原子炉建屋水素処理設備の設置	完了	完了
(2) 原子炉建屋水素検知器の設置	完了	完了
10. 使用済燃料プールの冷却・遮へい、未臨界確保		
(1) 使用済燃料プールに対する外部における接続口およびスプレイ設備の設置	完了	完了

※2 福島第一原子力事故以前より設置している設備



柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における規制基準への主な対応状況

2021年3月9日現在

規制基準の要求機能と当所6、7号機において講じている安全対策の例	対応状況	
	6号機	7号機
11. 水源の確保		
(1) 貯水池の設置	完了	完了
(2) 重大事故時の海水利用(注水等)手段の整備	完了	完了
12. 電気供給		
(1) ガスタービン発電機(7号機脇)・電源車の配備	完了	
(2) 緊急用電源盤の設置	完了	
(3) 緊急用電源盤から原子炉建屋への常設ケーブルの布設	完了	完了
(4) 代替直流電源(バッテリー等)の配備	完了	完了
13. 中央制御室の環境改善		
(1) シビアアクシデント時の運転員被ばく線量低減対策(中央制御室ギャラリー室内の遮へい等)	完了	
14. 緊急時対策所		
(1) 5号機における緊急時対策所の整備	完了	
15. モニタリング		
(1) 常設モニタリングポスト専用電源の設置	完了	
(2) モニタリングカーの配備	完了	
16. 通信連絡		
(1) 通信設備の増強(衛星電話の設置等)	完了	
17. 敷地外への放射性物質の拡散抑制		
(1) 原子炉建屋外部からの注水設備(大容量放水設備等)の配備	完了	
(2) ブローアウトパネル遠隔操作化	設計中	完了

4 / 8

柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の実施状況

2021年3月9日現在

項目	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
I. 防潮堤(堤防)の設置	完了 ^{※4}				完了		
II. 建屋等への浸水防止							
(1) 防潮壁の設置(防潮板含む)	完了	完了	完了	完了	海拔15m以下に開口部なし		
(2) 原子炉建屋等の水密扉化	完了	検討中	工事中	検討中	完了	完了	完了
(3) 熱交換器建屋の浸水防止対策	完了	完了	完了	完了	完了	-	
(4) 開閉所防潮壁の設置 ^{※3}	完了						
(5) 浸水防止対策の信頼性向上(内部溢水対策等)	工事中	検討中	工事中	検討中	工事中	工事中	(完了→)工事中 ^{※1}
III. 除熱・冷却機能の更なる強化等							
(1) 水源の設置	完了						
(2) 貯留堰の設置	完了	検討中	検討中	検討中	完了	完了	完了
(3) ガスタービン発電機・電源車の配備	完了					完了	完了
(4) -1 緊急用の高圧配電盤の設置	完了						
(4) -2 原子炉建屋への常設ケーブルの布設	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
(5) 代替水中ポンプおよび代替海水熱交換器設備の配備	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
(6) 高圧代替注水系の設置	工事中	検討中	検討中	検討中	工事中	工事中	完了
(7) フィルタベント設備(地上式)の設置	工事中	検討中	検討中	検討中	工事中	工事中	完了
(8) 原子炉建屋トップベント設備の設置 ^{※3}	完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
(9) 原子炉建屋水素処理設備の設置	完了	検討中	検討中	検討中	完了	完了	完了
(10) 格納容器頂部水張り設備の設置 ^{※3}	完了	検討中	検討中	検討中	完了	完了	完了
(11) 環境モニタリング設備等の増強・モニタリングカーの増設	完了						
(12) 高台への緊急時用資機材倉庫の設置 ^{※3}	完了						
(13) 大湊側純水タンクの耐震強化 ^{※3}	-				完了		
(14) 大容量放水設備等の配備	完了						
(15) アクセス道路の多重化・道路の補強	完了				工事中	工事中	完了
(16) 免震重要棟の環境改善 ^{※3}	工事中						
(17) 送電鉄塔基礎の補強 ^{※3} ・開閉所設備等の耐震強化工事 ^{※3}	完了						
(18) 津波監視カメラの設置	工事中				完了		
(19) コリウムシールドの設置	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	完了	完了

※1 未完了工事
 ・配管の床貫通部(原子炉建屋)
 ※3 当社において自主的な取り組みとして実施している対策
 ※4 追加の対応について検討中
 今後も、より一層の信頼性向上のための安全対策を実施してまいります。

<参考> 柏崎刈羽原子力発電所6、7号機における主な自主的取り組みの対応状況

2021年3月9日現在

	対応状況	
	6号機	7号機
Ⅲ. 重大事故等に対処するために必要な機能		
6. 格納容器の過圧破損防止		
(1) フィルタベント設備(地下式)の設置 ^{※5}	工事中	工事中
9. 原子炉建屋等の水素爆発防止		
(2) 格納容器頂部水張り設備の設置	完了	完了
(4) 原子炉建屋トップベント設備の設置	完了	完了
10. 使用済燃料プールの冷却、遮へい、未臨界確保		
(1) 復水補給水系による代替使用済燃料プール注水手段の整備	既存設備 ^{※2} にて対応	既存設備 ^{※2} にて対応
11. 水源の確保		
(2) 大湊側純水タンクの耐震強化	完了	
12. 電気供給		
(1) ガスタービン発電機(荒浜側高台)・電源車の配備	完了	
(2) 緊急用電源盤の設置	完了	
(3) 緊急用電源盤から原子炉建屋への常設ケーブルの布設	完了	完了
14. 緊急時対策所		
(1) 免震重要棟の設置	完了	
(2) シビアアクシデント時の所員被ばく線量低減対策(免震重要棟内の遮へい等)	工事中	

※2 福島第一原子力事故以前より設置している設備

※5 フィルタベント設備(地下式)については、特定重大事故等対処施設として、設置期限を待つことなく可能な限り早期に設置

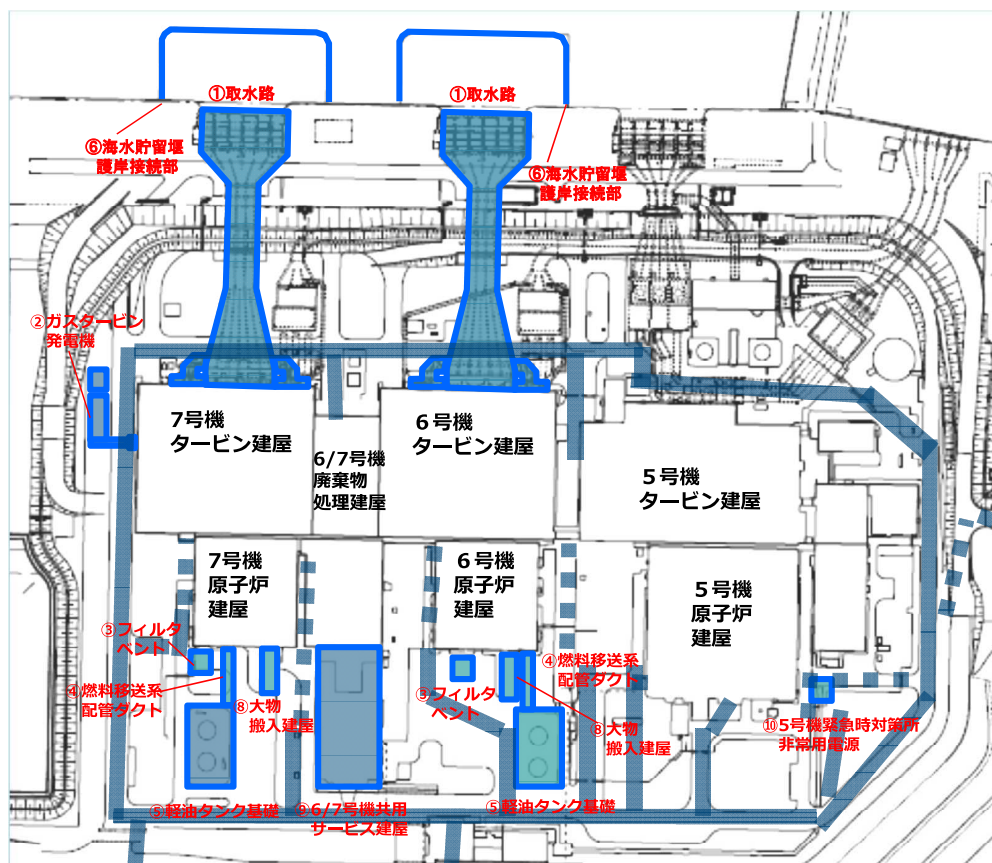
6 / 8

液状化対策等の取り組み状況について

2021年3月9日現在

対象設備	6号機	7号機
①6/7号機取水路	完了	完了
②ガスタービン発電機	完了	
③6/7号機フィルタベント	詳細設計中	完了
④6/7号機燃料移送系配管ダクト	詳細設計中	完了
⑤6/7号機軽油タンク基礎	完了	完了
⑥6/7号機海水貯留堰護岸接続部	完了	完了
⑦5/6/7号機アクセス道路の補強	工事中	完了
⑧6/7号機大物搬入建屋	工事中	完了
⑨6/7号機共用サービス建屋 ^{※6}	完了	
⑩5号機緊急時対策所非常用電源	完了	

※6 地震により隣接するコントロール建屋に影響を与えないように耐震補強するもの



- : ⑦アクセス道路 (車両)
- ■ ■: ⑦アクセス道路 (徒歩)

アクセス道路について
液状化工事に合わせ適宜
実施する箇所あり

7号機 新規制基準に基づく安全対策工事の進捗状況について

【凡例】
— : 工事完了
— : 工事中

ガスタービン発電機



万が一の全交流電源喪失時にも重要機器の動力を確保する
⇒2020年11月 工事完了

原子炉注水のための外部接続口
⇒2013年11月 工事完了

静的触媒式水素再結合装置 (PAR)



触媒の働きで、原子炉建屋に滞留した水素を酸素と再結合させ、水蒸気にする
⇒2013年9月 工事完了

取水槽閉止板



海水ポンプ点検用の開口部から、津波が建屋内に侵入することを防止する
⇒2014年3月 工事完了

高圧代替注水系 (HPAC)



原子炉隔離時冷却系 (RCIC) のバックアップとして、原子炉への注水を行う
⇒2020年9月 工事完了

5号機原子炉建屋内緊急時対策所



重大事故等が6、7号機で発生した場合、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行う
⇒2020年10月 工事完了

耐火障壁等の火災対策 (屋内複数箇所)

※ 未完了工
・ダンパー (コントロール建屋)
・配管の壁貫通部 (廃棄物処理建屋)

水密扉等の溢水対策 (屋内複数箇所)



重要設備が設置されている部屋に、設備の破損で漏えいした水等の流入を防ぐ
※ 未完了工
・配管の床貫通部 (原子炉建屋)

竜巻防護ネット (複数箇所)



建屋の開口部に設置し、竜巻により飛来した物の侵入を防止する
⇒2020年4月 工事完了

火山灰フィルタ



火山噴火による降灰時、非常用ディーゼル発電設備が火山灰で目詰まりしないよう、給気口にフィルタを設置する
⇒2020年12月 工事完了

液状化対策等 2021年1月工事完了

完了：取水路、ガスタービン発電機、軽油タンク基礎、海水貯留堰護岸接続部、大物搬入建屋、燃料移送系配管ダクト、サービス建屋、フィルタベント

フィルタベント設備 (地上式)



放射性物質放出の影響を可能な限り低減させ、セシウム等による大規模な土壌汚染と避難の長期化を防止する
⇒2020年12月 工事完了

コリウムシールド



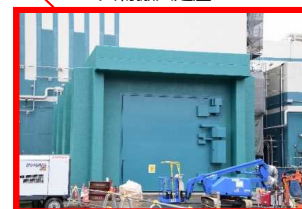
耐熱性の高い堰を設置し、溶融燃料により、鋼製の原子炉格納容器境界板の損傷を防ぐ
⇒2016年5月 工事完了

使用済燃料プールに注水するための外部接続口

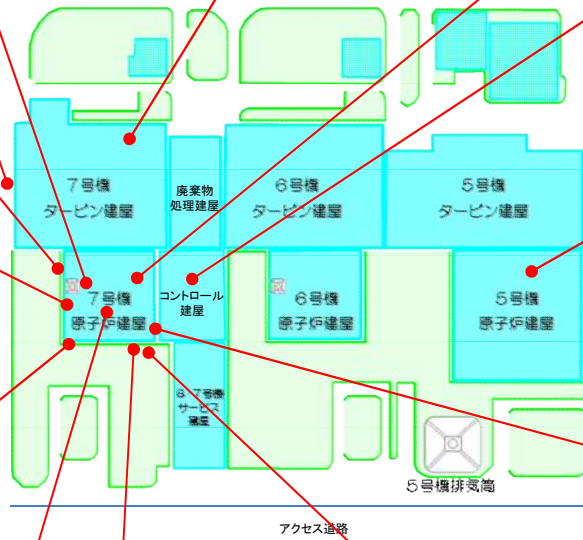


重大事故発生時に外部から使用済燃料プールに注水ができるよう、消防車を接続する
⇒2015年8月 工事完了

大物搬入建屋



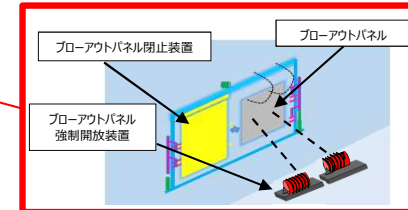
建物を解体撤去し、地盤改良後、耐震性の高い建屋に建て替え
⇒2020年11月 工事完了



中央制御室ギャラリー室内の遮へい等
⇒2020年12月 工事完了

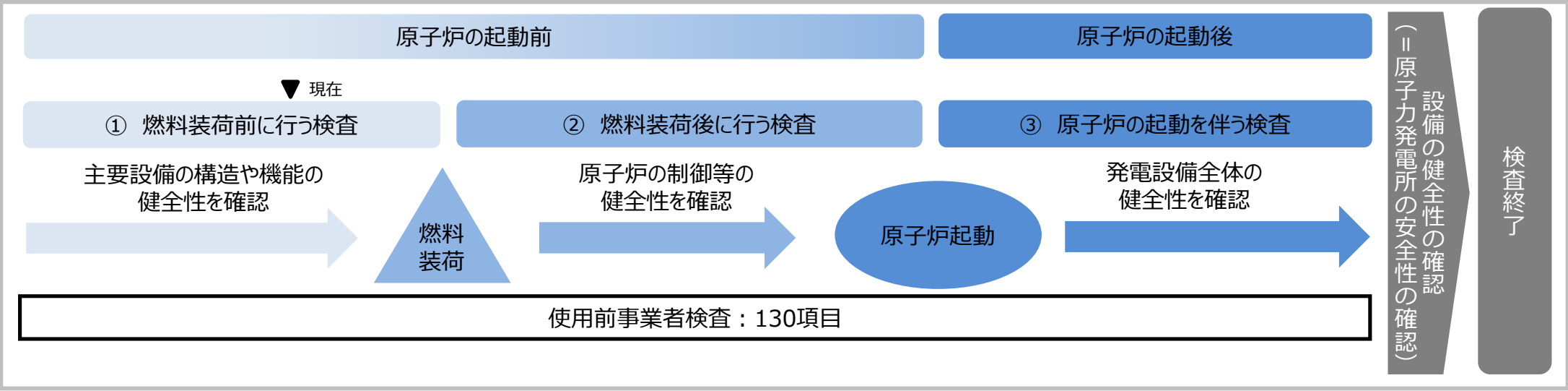
屋内外の設備・配管等の耐震工事 (屋内外複数箇所)
⇒2020年12月 工事完了

ブローアウトパネル閉止装置



主蒸気管破断などによりブローアウトパネルが開放した際、原子炉建屋内の圧力減少後に速やかに開いた隙間を閉止する
⇒2020年12月 工事完了

7号機 使用前事業者検査の進捗状況について



【130項目の検査内訳】 ⇒ **93項目完了**

(2021年3月5日時点)

申請範囲	項目数	完了数※	申請範囲	項目数	完了数※
1.原子炉本体 (原子炉圧力容器 等)	4	2(2)	8.その他発電用原子炉の附属施設 (非常用ディーゼル発電設備 等)	18	13(8)
2.核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (使用済燃料プール 等)	7	6(5)	9.常用電源設備 (常用電源設備の基本設計方針)	1	1(1)
3.原子炉冷却系統施設 (高圧炉心注水系 等)	24	16(14)	10.火災防護設備 (消火設備 等)	4	1(1)
4.計測制御系統施設 (計測装置 等)	18	11(5)	11.浸水防護施設 (内郭浸水防護設備 等)	4	2(2)
5.放射性廃棄物の廃棄施設 (放射性ドレン移送系 等)	3	3(1)	12.補機駆動用燃料設備 (燃料設備)	2	1(1)
6.放射線管理施設 (5号機緊急時対策所換気空調系 等)	16	14(8)	13.非常用取水設備 (取水設備 等)	3	3(3)
7.原子炉格納施設 (原子炉格納容器 等)	25	20(7)	14.緊急時対策所 (5号機緊急時対策所の基本設計方針)	1	0(0)

※ 括弧内は、前回（2021年2月25日公表）の完了数

【2021年2月の主な実績】

- ・燃料取替床ブローアウトパネル 3号検査
(ブローアウトパネル閉止装置)
- ・タンクローリ 1号検査
(燃料補給車)

柏崎刈羽原子力発電所社員による ID カード不正使用に関わる
根本原因分析及び改善措置について

2021 年 3 月 10 日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所社員が、他人の ID カードを不正使用した件につきまして、地元
地域の方々をはじめ、社会の皆さまにご心配をお掛けしたことを、改めて深くお詫び申し
上げます。

本事案は、原子力規制委員会に報告され、その評価結果を受領後、当社は根本原因分析
及び改善措置について検討を行ってまいりました。

(2021 年 2 月 15 日までにお知らせ済み)

当社は、標記に関する報告書を取りまとめ、本日、原子力規制委員会へご報告しまし
たので、その概要についてお知らせいたします。

添付資料

- ・「柏崎刈羽原子力発電所社員による ID カード不正使用についての根本原因分析及び改
善措置（概要）」

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部広報グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所社員によるIDカード不正使用 についての根本原因分析及び改善措置 (概要)

2021年3月10日
東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

1. 経緯・概要 (2021年2月15日お知らせ済)

<事案の概要>

- 2020年9月20日朝、当社柏崎刈羽原子力発電所において、中央制御室員Aが同僚の中央制御室員Bのロッカー（無施錠）よりIDカードを無断で持ち出し
- 中央制御室員Aは、中央制御室員Bを名乗り、入域を試みたところ、委託警備員及び社員警備員Cは違和感を覚えつつも、入域を止めるには至らず
- 社員警備員Cの裁量で、中央制御室員BのIDカードに中央制御室員Aの識別情報を登録
- 中央制御室員Aが、中央制御室員BのIDカードを不正に使用し、周辺防護区域及び防護区域を通過し中央制御室まで入域

<判明の経緯>

- 翌日2020年9月21日朝、中央制御室員Bが入域の際、個人を特定する認証にエラー発生
- 社員警備員Cが、前日の登録経緯と中央制御室員Bとの確認から、中央制御室員AのIDカード不正使用が判明したため、同日、直ちに原子力規制庁に報告

TEPCO

2. 原子力規制委員会の評価および今後の対応 (2021年2月15日お知らせ済)

- 2021年2月9日、原子力規制委員会の評価結果「重要度評価：白」について、意見陳述の要望が無いことを原子力規制委員会へ報告
- 同日、同委員会にて、重要度評価「白」が確定し、検査の対応区分を1から2とする変更通知を受領
- これを受け当社は、根本的な原因分析を伴う改善措置活動の計画およびその実施結果について取りまとめ、3月10日までに同委員会へ報告予定* (*3月10日報告済)
- 今後、原子力規制庁の追加検査について、真摯に対応

対応区分	発電所の状態
第1区分	事業者の自律的な改善が見込める状態
第2区分	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態
第3区分	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態
第4区分	事業者が行う安全活動に長期間にわたるまたは重大な劣化がある状態
第5区分	プラントの運転が許容されない状態

対応区分2における追加検査の視点

- パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定
- 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定

TEPCO

2

3. 主な原因と対策 (2021年2月15日お知らせ済)

原因と実施済の対策

- 核セキュリティに関する重要性の認識不足
 - ・ 核セキュリティに関する遵守事項を理解させるため、IDカード不正使用の違反事例を用いたグループ討議の追加教育を実施
- IDカードの保管管理が十分でない
 - ・ IDカードの厳格管理（施錠保管、貸借禁止、紛失時の対応等）を再徹底
- 個人認証エラー時の対応が十分でない
 - ・ 警備管理者による本人確認をルール化
 - ・ 現場の登録装置の使用を停止

今後の対応

今回のご説明内容

- ① 強固な核セキュリティシステムを構築するために、設備やプロセスの改善に留まらず、個人や組織の意識、ふるまい、組織間の関係等の核セキュリティ文化醸成の側面も含めて検討
- ② 核セキュリティに関する事案については、情報公開と核セキュリティのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討 (継続検討中)

当社として、本事案を大変重く受け止め、経営管理責任を明確にするとともに、再発防止を徹底する観点から、人事措置を実施

TEPCO

173

4. 根本原因分析

- 再発防止を確実にを行うため、「**根本原因分析**」を実施（当事者等への聞き取りやルールの確認、時系列の整理、事象の要因を技術的、人的及び組織的側面から掘下げ）
- **根本原因分析を行うプロセスで、背後要因を3つに類型化**
 - 1. 厳格な核物質防護のための手段の不足**
 - 2. 核物質防護の重要性の理解不足**
 - 3. 厳格な警備業務を行い難い風土**
- 背後要因の相関を整理。深層には、組織面の要因として「管理者の現場実態把握力の弱さ」「内部脅威に対する意識の不足」があると特定

<背後要因の類型化と整理>

背後要因の類型化

1. 厳格な核物質防護のための手段の不足

2. 核物質防護の重要性の理解不足

3. 厳格な警備業務を行い難い風土

背後要因の相関の整理

1 厳格な核物質防護のための手段の不足 (1-1,1-2)

3-3 核物質防護ルールの不徹底

2 核物質防護の重要性の理解不足

3-1 社員に対する警備員の忖度

3-2 警備業務に対する尊重の不足

3-4 管理者の現場実態把握力の弱さ

3-5 内部脅威に対する意識の不足

5. 背後要因に基づく対策（一覧）

- 各背後要因に対してそれぞれ対策を実施

背後要因の分類		対策
1. 厳格な核物質防護のための手段の不足	1-1 人定確認の業務プロセスの問題	<ul style="list-style-type: none"> ・警備管理員による人定確認をルール化 ・現場の登録装置の使用を停止
	1-2 現状の人定確認の設備構成の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・認証装置の追加 ・現場の登録装置の使用を停止
2. 核物質防護の重要性の理解不足	—	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護教育（情報流出・措置に関する項目追加） ・運転員、警備員に対する面談実施
3. 厳格な警備業務を行い難い風土	3-1 社員に対する警備員の忖度	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護教育（情報流出・措置に関する項目追加） ・警備員に対する実動対応訓練の強化
	3-2 警備業務に対する尊重の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員及び警備員をサポートする体制の強化 ・核物質防護教育（警備の重要性の項目追加）
	3-3 核物質防護ルールの不徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・IDカード等の厳正管理 ・IDカード管理の相互チェック、監視 ・警備員に対する実動対応訓練の強化
	3-4 管理者の現場実態把握力の弱さ	<ul style="list-style-type: none"> ・「車座ミーティング」の実施 ・管理者による現地現物での業務把握の向上
	3-5 内部脅威に対する意識の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・核セキュリティ文化醸成の基本方針の見直し ・核物質防護規定の見直し ・個人管理すべき事項を明確化と管理の定着 ・「車座ミーティング」の実施

黒；2/15お知らせ済

青；今回新たにお知らせ

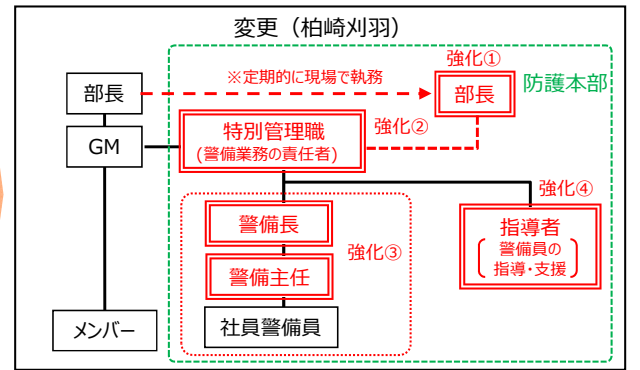
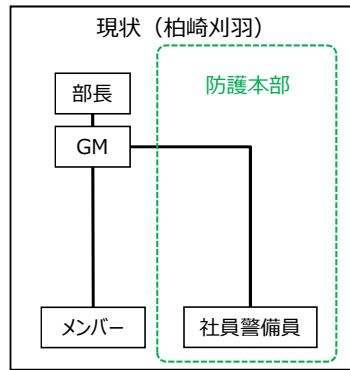
6. 背後要因に基づく対策（1/3）

● 今回新たにお知らせする対策の概要は以下のとおり

背後要因の分類	対策	実施状況
1-2 現状の人定確認の設備構成の問題	○認証装置の追加	2021年2月～ 調達・運用ルールの検討開始
2. 核物質防護の重要性の理解不足	○核物質防護教育（情報流出・措置に関する項目追加） ・情報流出事案や核物質防護の行動に反した場合の措置の教育を追加（充実）	2021年3月～開始
	○運転員、警備員に対する面談実施 ・法令遵守状況及び意識の確認	2021年3月～開始
3-1 社員に対する警備員の付度	○核物質防護教育（情報流出・措置に関する項目追加）	2021年3月～開始
	○警備員に対する実動対応訓練の強化	2021年3月～開始
3-2 警備業務に対する尊重の不足	○警備員及び警備員をサポートする体制の強化 ・下記参照	2021年4月配置に向けて準備中

警備員及び警備員をサポートする体制の強化

- ①部長が定期的に防護本部で執務（自らの目で現場実態を把握・改善）
- ②特別管理職を新たに配置
- ③防護職員の職務責任の明確化（警備長、警備主任の職位化）
- ④警備専門の指導者を新たに配置（日常的な指導の強化）



TEPCO

6

6. 背後要因に基づく対策（2/3）

背後要因の分類	対策	実施状況
3-2 警備業務に対する尊重の不足	○核物質防護教育（警備の重要性の項目追加） ・警備員の位置付けや重要性に関する教育を追加（充実）	2021年3月～開始
3-3 核物質防護ルールの不徹底	○IDカード管理の相互チェック、監視 ・朝礼や点呼時等に、個人証明証の常時掲示と管理状況等を日々相互チェック	2021年2月～ 相互チェック開始
	○警備員に対する実動対応訓練の強化	2021年3月～開始
3-4 管理者の現場実態把握力の弱さ	○「車座ミーティング」の実施 ・下記参照	2021年2月～開始
	○管理者による現地現物での業務把握の向上 ・核物質防護以外の業務全般を含め、管理者（部長・GM）が現場における設備・人の状況を定期的に自ら確認し、改善に繋げる	2021年3月～ 問題点の再整理

「車座ミーティング」の実施

- ・発電所幹部と所員による職場対話を通じて考え・思いを共有。現場の声を直接的に収集することで、得られた現場の問題を拾い上げ、スピーディーに課題の改善に繋げる。
- ・所員からは「事務所の人は、実際に現場の状況を自分の目で見るべき」など、様々な声が寄せられている。



車座ミーティング

TEPCO

19

6. 背後要因に基づく対策（3/3）

背後要因の分類	対 策	実施状況
3-5 内部脅威に対する意識の不足	○核セキュリティ文化醸成の基本方針の見直し ・核セキュリティに関する社内の基本方針について、一人ひとりがどのような行動が求められているのかを具体的かつ分かりやすく改訂し、内部脅威に対する意識の向上を図る	2021年3月改訂（予定）
	○核物質防護規定の見直し ・核物質防護の最上位の規定である核物質防護規定についてその見直しを実施	2021年2月～改訂検討開始
	○個人管理すべき事項を明確化と管理の定着 ・社員の制服（作業服）やヘルメットなど、IDカード以外の個人管理すべきもの及び管理方法を明確化	2021年2月～相互チェック開始
	○「車座ミーティング」の実施 ・「車座ミーティング」を通じて、内部脅威に対する意識を高揚	2021年2月～開始

まとめ

- 本事案は、原子力事業者としてあってはならない重大な事案であり、再発防止を確実にを行う観点から、根本原因分析を実施した。
- 根本原因分析を行うプロセスで、本事案の背後要因は3つに特定・類型化。
 - ① 厳格な核物質防護のための手段の不足 ② 核物質防護の重要性の理解不足
 - ③ 厳格な警備業務を行い難い風土
- また、この状況を許容している深層にある組織面の要因が「管理者の現場実態把握力の弱さ」「内部脅威に対する意識の不足」にあると特定。
 - 「管理者の現場実態把握力の弱さ」は、核物質防護分野のみならず発電所業務全般に当てはまる問題として捉え、管理者が現場における設備・人の状況を定期的に確認・改善できるよう、現場観察の活動を改善。
 - 「内部脅威に対する意識の不足」は、核セキュリティ文化醸成の基本方針を見直し。具体的に求められる行動を明確化のうえ、一人ひとりが実行できるようにする。

「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」に関する
原子力規制委員会の暫定評価結果の受領について

2021年3月16日

東京電力ホールディングス株式会社

本日（3月16日）の原子力規制委員会において、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失にかかる事案が報告され、「安全重要度評価*：赤」との暫定評価結果が了承されました。

暫定評価結果が原子力規制委員会では了承されたことについて、大変重く受け止めております。

核セキュリティの確保につきましては、原子力事業者である当社にとって重大な責務であるなか、柏崎刈羽原子力発電所においては、不正ID使用の件に続き、核物質防護事案が発生しております。地元の皆さまをはじめ、社会の皆さまに、大変なご不安やご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、原子力規制委員会が、今回の暫定評価を判断するに至った経緯などを確認のうえ、原子力規制委員会へ速やかに回答いたします。

なお、故障した核物質防護設備は、修理・補修を実施し、既に全ての箇所が復旧しております。また、当該箇所における不正侵入は確認されておられません。

加えて、核物質防護設備の故障等が新たに発生した場合においても、実効性がある代替措置が実施できる体制を構築しております。

本事案に関する概要は、2021年2月19日にお知らせしておりますが、原子力規制検査の状況等について、核物質防護に抵触しない範囲において、追加でお知らせいたします。

以 上

別紙：「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」事案概要

***安全重要度評価：**

安全上の重要度は、原子力施設の安全確保に対する劣化程度に応じて「赤」「黄」「白」「緑」に区分される。各区分の定義は以下の通り。

赤：安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

黄：安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準

白：安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

緑：安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」事案概要

2021年3月16日

東京電力ホールディングス株式会社

＜事案概要＞

- 2021年1月27日、協力企業が侵入検知に関わる核物質防護設備（以下、「侵入検知設備」）を一箇所誤って損傷させる事案が発生し、その旨、原子力規制庁へ速やかに報告した。その後、報告時点で故障していた他箇所における侵入検知設備の故障および対応状況についても説明したところ、原子力規制庁から詳細な説明を求められたため、故障の状況や代替措置の実施内容、復旧見通し等について報告を行った。これまでの対応および報告概要は以下の通り。

■2020年10月12日～16日

原子力規制検査において、原子力規制庁へ2019年度の核物質防護事案の不適合の発生状況について、侵入検知設備の故障発生数や故障原因、処理日数の傾向を説明。

■2021年1月27日

協力企業が侵入検知装置を誤って損傷させる事案発生。同日、原子力規制庁に報告。

■2021年2月12日

2021年1月27日に発生した侵入検知設備の損傷について、機能の一部が復旧した状況を原子力規制庁に報告した際、代替措置を説明。その際、他の侵入検知設備の故障状況を問われ、12箇所の故障があり、代替措置を講じていることを説明。

■2021年2月15日、18日

2月12日に説明した侵入検知設備の12箇所の故障に加え、他の侵入検知設備3箇所の故障について、故障の状況と復旧予定等を記した進捗状況に関する資料を原子力規制庁に提出。その際、当社としては代替措置が取られているとの認識だったが、原子力規制庁からは、15箇所*の内10箇所で代替措置が不十分な状態で30日以上経過しているという趣旨の指摘があった。

※2月21日の現地検査中に発生した1件（復旧済）についても報告済（計16箇所）

- 2021年2月21日、24～26日、3月3～4日、原子力規制庁による現地検査が行われ、以下の点に関する指摘を受けた。
 - 当社が説明していた代替措置が、2020年3月以降、複数箇所の実効性があるとはいえ、不正な侵入を検知できない可能性がある状態が、長期間にわたり改善されていないこと
 - 社員警備員は、代替措置に実効性がないことを認識していたにもかかわらず、改善していなかったこと
 - その結果、不正な侵入を30日を超える期間で検知できない状態になっていた可能性があること
 - 以上のような状態を、組織として十分に把握できていない状況にあること
- なお、原子力規制庁による現地検査において、2018年1月から2020年3月まで（当該検査期間対象外）の侵入検知設備の故障実績についても報告を求められたことから、説明を実施した。当該期間においても、侵入検知設備の機能の一部喪失が複数箇所発生し、復旧するまでに長期間を要していたとの指摘があった。
- 2021年3月16日、原子力規制委員会により、「柏崎刈羽原子力発電所は、組織的な管理機能が低下しており、防護措置の有効性を長期にわたり適切に把握しておらず、核物質防護上重大な事態になり得る状況にあった」として、暫定評価として「重要度評価：赤」の通知を受けた。

<故障設備の復旧状況等について>

- 2021年3月5日、故障設備の修理・補修により、全ての故障箇所が復旧していることを確認した旨、原子力規制庁へ報告。なお、当該箇所における不正侵入は確認されていない。
- なお、侵入検知設備の故障等が新たに発生した場合において、実効性がある代替措置が実施できる体制を構築済。

以上

「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」に関する
原子力規制委員会の暫定評価結果への当社回答について

2021年3月18日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所においては、IDカード不正使用の件に続き、核物質防護設備の機能が一部喪失する事案が発生しております。地元の皆さまをはじめ、社会の皆さまに、大変なご不安やご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

2021年3月16日の原子力規制委員会の場で、本事案が報告され、「重要度評価*:赤」との暫定評価結果が了承されました。

(2021年3月16日お知らせ済)

当社としては、今回の評価について大変重く受け止め、内容の確認を行うとともに、速やかに講じる対応の検討を行い、本日、原子力規制委員会に対して、意見陳述の要望がない旨を回答いたしました。

まずは、以下の対応を速やかに講じたうえで、経営層自らがすべての発電所所員との対話を通じて、IDカード不正使用や工事の一部未完了などを含め、一連の事案に対してあらゆる視点から徹底的に原因を究明してまいります。

<速やかに講じる対応>

- ① 原子力・立地本部長（牧野茂徳）、本社スタッフの発電所駐在
- ② 新潟本社代表（橘田昌哉）の発電所駐在
- ③ 社外有識者による第三者の視点での評価・助言、他電力等の良好事例の取り入れ

<原因究明の視点>

- ・「経営資源（リソース）に関わる状況」
- ・「ルールを遵守する上での職場環境の問題点」
- ・「業務上の問題点を速やかに解決できない要因」
- ・「核セキュリティに対する意識」 など

以上

***安全重要度評価：**

安全上の重要度は、原子力施設の安全確保に対する劣化程度に応じて「赤」「黄」「白」「緑」に区分される。各区分の定義は以下の通り。

赤：安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

黄：安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準

白：安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

緑：安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社

原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」に関する
原子力規制検査に係る対応区分の変更通知の受領について

2021年3月23日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所において、IDカード不正使用や核物質防護設備の機能の一部が喪失する事案などが発生しており、地元の皆さまをはじめ、社会の皆さまに、大変なご不安やご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

同発電所の核物質防護設備の機能一部喪失については、「安全重要度評価^{*1}:赤」が確定しており、本日の原子力規制委員会において「対応区分^{*2}:第4区分」として取り扱う旨の通知を原子力規制庁より受領しました。

今回の対応区分の変更をうけ、追加の原子力規制検査を実施する旨、通知を受けました。また、同発電所における一連の核物質防護事案について、直接原因や根本的な原因の特定、安全文化および核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第3者により実施された評価を含む)を特定し、その内容を踏まえて、改善措置活動の計画を定め、本年9月23日迄に報告するよう指示を受けました。

当社としましては、上記の評価結果を大変重く受け止めており、今後、根本的な原因分析およびその改善措置活動に対する検討を進めるとともに、追加検査等に真摯に対応してまいります。

以 上

※1 安全重要度評価：

安全上の重要度は、原子力施設の安全確保に対する劣化程度に応じて「赤」「黄」「白」「緑」に区分される。各区分の定義は以下の通り。

赤：安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

黄：安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準

白：安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

緑：安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

※2 対応区分：

追加検査に係る対応区分は、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、「第1区分」「第2区分」「第3区分」「第4区分」「第5区分」に分けられる。各区分の定義は以下の通り。

第1区分:各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態

第2区分:各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態

第3区分:各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態

第4区分:各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたるまたは重大な劣化がある状態

第5区分:監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所における使用済燃料の2021年度号機間輸送計画について

2021年3月30日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

柏崎刈羽原子力発電所の使用済燃料プールで保管している使用済燃料について、以下のとおり号機間輸送を計画しておりますのでお知らせいたします。

■輸送予定の対象号機、数量、時期

搬出元	輸送予定数量 ^{※1}	搬出先 ^{※2}	輸送予定時期 ^{※2}
7号機	380体	未定	未定

※1 輸送予定数量は変更になる場合があります。

※2 搬出先、輸送予定時期については、計画が整った段階で改めてお知らせいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

2021 年度使用済燃料等の搬出・受入について

2021 年 3 月 30 日

東京電力ホールディングス株式会社

2021 年度は、使用済燃料、低レベル放射性廃棄物の搬出および新燃料の受入いずれについても計画はありませんので、お知らせいたします。

※使用済燃料については、搬出先である日本原燃(株)六ヶ所再処理工場のしゅん工時期が「2022 年度上期」であること、リサイクル燃料貯蔵(株)リサイクル燃料備蓄センターは「設工認申請の認可後に事業開始の具体的な目標時期を見極める」としていることから、現段階で計画として確定できないことを踏まえたものです。

※なお、期中に変更があった場合は、改めてお知らせいたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111 (代表)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定
に基づく原子力規制委員会からの命令に係る通知等の受領について

2021年3月31日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所においては、IDカード不正使用の件に続き、核物質防護設備の機能が一部喪失する事案が発生しております。地元の皆さまをはじめ、社会の皆さまに、大変なご不安やご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

本日（3月31日）、原子力規制委員会より、当社に対して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づき、「原子力規制委員会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第1区分に変更することを通知する日まで、柏崎刈羽原子力発電所において、特定核燃料物質を移動してはならない（ただし、保障措置検査のため必要な場合その他法令の規定により特定核燃料物質を移動しなければならない場合は、この限りでない）」とする命令を行うこと、および弁明の機会を付与する旨、通知がございました。

今回、原子力規制委員会からの命令が出されたことについて、大変重く受け止めております。

今後、本通知の内容を確認のうえ、原子力規制委員会へ回答いたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の設計及び工事計画認可申請補正書の認可について

2021 年 4 月 6 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、新規規制基準施行後の規則改正への対応のため、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の非常用ディーゼル発電機からの給電時を想定した、高エネルギーアーク損傷(HEAF)*対策について、2021 年 3 月に設計及び工事計画認可申請の補正書を提出しております。

(2021 年 3 月 5 日お知らせ済み)

昨日(4 月 5 日)、同委員会より、設計及び工事計画認可をいただきましたので、お知らせします。

当社は、引き続き原子力規制委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

以 上

※ 高エネルギーアーク損傷 (HEAF (High Energy Arcing Fault)) :

高エネルギーのアーク放電による機器の爆発に起因する故障およびこれに伴い発生する火災のこと。アーク放電により、熱や光の放出・金属の蒸発・急激な圧力上昇を伴う爆発により、機器の損壊、変形等の故障が発生するとともに、機器が高温になる場合、アーク火災が発生する。

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111 (代表)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定
に基づく原子力規制委員会からの命令に係る通知に対する当社回答について

2021年4月7日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所においては、IDカード不正使用の件に続き、核物質防護設備の機能が一部喪失する事案が発生しております。地元の皆さまをはじめ、社会の皆さまに、大変なご不安をおかけしていること、また、ご不信をあたえておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

3月31日、原子力規制委員会より、当社に対して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づき、「原子力規制委員会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第1区分に変更することを通知する日まで、柏崎刈羽原子力発電所において、特定核燃料物質を移動してはならない」とする命令を行うこと、および4月7日を期限に弁明の機会を付与する旨、通知を受けました。

(2021年3月31日お知らせ済)

当社は、通知された内容について確認を行い、本日、原子力規制委員会に対して、弁明は行わない旨、回答いたしました。

なお、今回の通知における「2.不利益処分の原因となる事実」の記載のうち、「点検、保守を行わず」「定期的な評価及び改善を行っていなかった」との原子力規制委員会からのご指摘については、当社として実施していた「点検、保守」や「定期的な評価及び改善」が、原子力規制委員会の検査等の結果としてそれぞれ「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」にて義務づけられた内容としては、十分に有効なものと評価できなにご判断されたものと考えております。

当社としましては今回の規制措置および原子力規制委員会からのご指摘内容を大変重く受け止め、経営層自らが先頭に立ち、一連の事案に対してあらゆる視点から根本的に原因を究明し、抜本的な改革を進めてまいります。

以上

核物質防護を含む一連の事案に対する今後の対応方針について

2021年4月7日

東京電力ホールディングス株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所における「核物質防護設備の機能の一部喪失」、「ID不正使用」や、福島県沖地震時の福島第一原子力発電所における「地震計の故障対応」、「情報発信の遅れ」など、当社原子力発電所に関わる事案により、地元の皆さまをはじめ、社会の皆さまに大変なご不安やご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

このたび、一連の事案に対する今後の対応方針を取りまとめましたので、お知らせいたします。

以 上

【添付資料】

- ・核物質防護を含む一連の事案に対する今後の対応方針

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

核物質防護を含む 一連の事案に対する 今後の対応方針

TEPCO

2021年4月7日

東京電力ホールディングス株式会社

至近で発生した一連の事案

TEPCO

核物質防護に関わる原子力規制庁の指摘事項（2021.3.31）

● 核物質防護設備の機能の一部喪失

指摘事項の詳細
参考1

- 東京電力は、組織として、核物質防護設備の点検、保守を行わず、その機能を維持することができなかった
- 復旧に長期間を要し、実効性のある代替措置も講じていなかった

● ID不正使用

- 厳重な鍵の管理が行われておらず、証明書等を持たずに防護区域にある中央制御室まで入室した

業務・品質管理上の不適切な事案

● 安全対策工事の一部未完了

● 福島県沖地震発生時の対応（2021.2.13）

- 福島第一原子力発電所3号機地震計の故障対応が遅れたこと
- 情報発信の遅れ（1、3号機原子炉格納容器水位低下など）等

- 福島第一原子力発電所事故まで遡り、安全文化や核セキュリティ文化が現場の隅々まで根付いていたのか、組織的な課題を明らかにする
- 柏崎刈羽原子力発電所にとどまらず、社長を含む経営層・本社まで広範囲に調査を行い、原子力部門の組織全体の課題を明らかにする
- 核物質防護業務について、全発電所の課題抽出と解決（法令要求への適合性等）を図り、核物質防護体制の再構築を目指す
- 原因分析や改善措置の内容に対して、第三者が評価を行う（経営層へのヒアリングを含む）ことで、透明性を確保する
- 自社に閉じることなく、他電力や他業界等の国内外の外部専門家の指導を得ながら、良好事例等を積極的に取り入れる

2

（１）原因分析①

核物質防護に関わる原子力規制庁の指摘事項（2021.3.31）

柏崎刈羽原子力発電所

● 核物質防護設備の機能の一部喪失

- ✓ 核物質防護設備の点検、保守を行わず、その機能を維持することができなかった
- ✓ 復旧に長期間を要し、実効性のある代替措置も講じていなかった

原因分析の主な視点

- なぜ、設備の点検・保守が速やかに行われなかったのか？
- なぜ、代替措置に実効性があると判断したのか？
- なぜ、その代替措置が継続したのか？
- 発電所幹部の関与は適切だったのか？

● ID不正使用

- ✓ 厳重な鍵の管理が行われておらず、証明書等を持たずに防護区域にある中央制御室まで入室した

- なぜ、厳格な警備業務を行えなかったのか？
- 核物質防護の重要性について、発電所員は十分に理解していたか？
- 厳格な核物質防護に対する手段は十分であったか？
- 発電所幹部の関与は適切だったのか？

(1) 原因分析②

業務・品質管理上の不適切な事案

柏崎刈羽原子力発電所

- 安全対策工事の一部未完了

原因分析の主な視点

- なぜ、設計要求の変更が工事に反映されなかったのか？
- 要求事項に対して、適切に対応できる体制（プロジェクト管理・リソース管理・情報管理）ができていたか？

福島第一原子力発電所

- 福島県沖地震発生時の対応

- なぜ、地震計の取り換えが速やかに行われなかったのか？
- なぜ、地域のご不安に対して応えられる準備・体制ができていないのか？

原子力部門の組織的課題

一連の事案に対して

- 本社・経営層の関与は適切だったのか？
- 本社と現場の関係は適切だったのか？
- いつから、このような状態が生じていたのか？
- 法令要求への適合性は十分か（特に核物質防護）？

**核物質防護に関わる事案について、
今後新設する専門部会による第三者評価を実施**

4

(2) 外部専門家による評価・指導

- 福島第一原子力発電所の事故まで遡り、当社の組織的課題の分析や改善措置を行う上で、外部専門家の評価・指導を受ける
- 他電力や他業界など国内外の良好事例を積極的に取り入れる

原子力改革監視委員会の詳細
参考2

1. 原子力改革監視委員会（委員長：クライン元NRC*委員長）【体制強化】

- ・ Exelon Nuclear社の元上級副社長のシャカラム氏や、リスクコミュニケーション専門家の西澤氏を新たに加え、福島第一原子力発電所の事故以降の安全改革に向けた取り組み・課題について評価・指導をいただく

※NRC：米国原子力規制委員会

2. 他電力等の国内外の知見・経験の活用

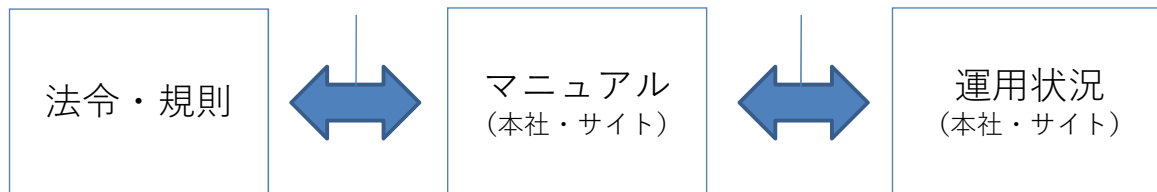
- ・ 核物質防護業務等の抜本的改善に向けて、国内外の知見・経験を活用する。まずは、核物質防護業務の対応レベルの底上げのため、他電力相互レビューやA T E N A*などの外部専門家を受け入れ、良好事例を積極的に導入する

※ATENA：原子力エネルギー協議会

(3) 核物質防護業務の抜本的見直し

- 法令・規則の要求事項への適合に厳格に対応するため、解釈の幅（曖昧さ）も含め、以下の観点で、核物質防護業務の総点検と見直しを実施

- ✓ 法令要求事項に対するマニュアル類への展開状況
- ✓ 法令主旨に照らした業務の実施状況の法令への適合性
- ✓ 解釈の幅の妥当性について 等
 - ・ 法令要求が適切に展開されているか？
 - ・ 法令要求を満足させるために有効な仕組みか？
 - ・ 十分な内容で業務が行われているか？
 - ・ 適合性の解釈の幅が妥当か？



- 点検の対象

柏崎刈羽、福島第一、福島第二原子力発電所

関係法令：実用炉規則第九十一条（防護措置）第2項及び各条解説に規定される必要な措置（法令等による要求事項）

6

(4) 経営層対話

- 経営層自らが、組織内の課題・解決への道すじに関わる“気づき”を得るため、経営層と柏崎刈羽原子力発電所員との直接対話を行う（対話会の対象者：約1,100名）
- 本社社員や協力企業のみなさまを対象にアンケートを行い、幅広く組織課題について情報収集を行う

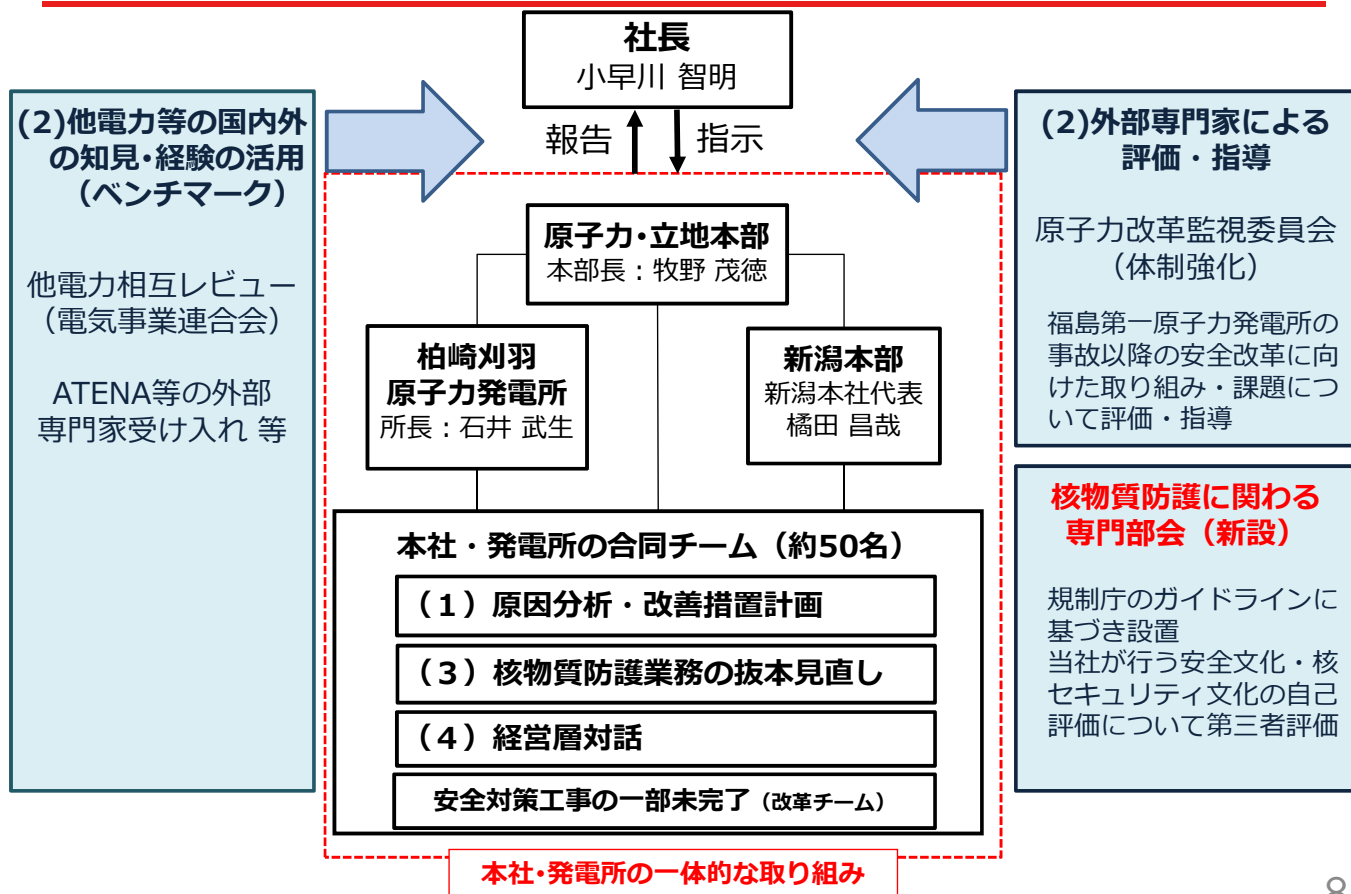
これまでの対話を通じた気づき

- 組織の縦（上司と部下）や横（部門間、本社－発電所）において、問題解決することへの障壁
 - ⇒ 組織間をまたぐ事例に対して、組織間で対処しにくい関係性
 - ⇒ 発電所全体の視野による物事の考え方の必要性
- 安全対策工事等のプロジェクトのリソース
 - ⇒ 一部の担当者に仕事が集中するような業務のやり方
- 保全業務に対する考え方
 - ⇒ 前例踏襲する業務のやり方



社長による経営層対話
(2021.3.26)

7



核物質防護に関わる情報公開のあり方

- 現在、情報公開と核物質防護のバランスを考慮しながら、公表のあり方を検討中
- 詳細は今後、原子力規制庁によるご指導や第三者のご意見などを伺いながら、以下の観点で慎重に検討

【公表の判断基準】

- ✓ 現行設備トラブル等に適用している公表基準（グレード分類）を核物質防護事案にも反映するなど、社内の判断基準を明確化

【情報取扱者の範囲】

- ✓ これまで核物質防護関係者に限定していた情報取扱者について、広報部門責任者等への拡充やその公開の要否も含めて検討

【公表の範囲】

- ✓ 核物質防護上、「広くお知らせが困難な事例」を明確化

【ベンチマーク】

- ✓ 他電力の情報公開に関わる良好事例を反映

- 核物質防護に関わる情報公開のあり方は、原子力規制庁によるご指導や第三者のご意見などを伺いながら慎重に検討
- ただし、一連の不祥事案などにより地元の皆さま、社会の皆さまに、大変なご不安やご心配をおかけしている状況を踏まえた「情報公開の当面の考え方」は以下のとおり

【当面の考え方】

『核物質防護上のトラブルは、核物質防護の脆弱性が公にならない範囲において、適時適切なタイミング^(※)でお知らせ』

(※) 事案発生後代替の防護措置が完了したタイミング

原子力規制委員会による評価受領のタイミング など

10

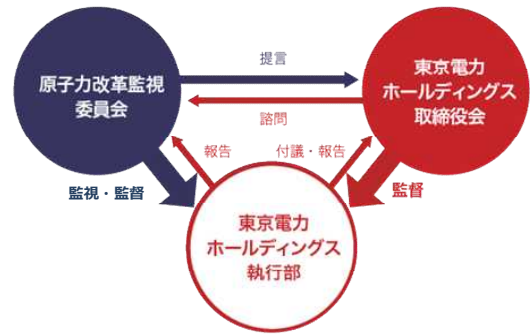
参考 1) 原子力規制庁の指摘事項 (2021.3.31)

- 核物質防護設備の機能の一部喪失 ※実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
 - 柏崎刈羽原子力発電所では、規則※第91条第2項第2及び第3号により設置が義務付けられた周辺防護区域及び立入制限区域に係る核物質防護設備の機能の一部を喪失したが、東京電力は、組織として、同項第21号により義務付けられた核物質防護設備の点検、保守を行わず、その機能を維持することができなかった
 - 東京電力は、核物質防護設備の復旧の必要性を認識していたにもかかわらず、復旧に長期間を要し、実効性のある代替措置も講じていなかった
 - これらにより、不正な侵入を検知できず、同項第29号に規定する「原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威」に対応できないおそれがある状態が30日を超えている箇所が複数あった
 - また、～中略～、1年毎に行うと定めている規則第91条第2項第30号で義務付けられた定期的な評価及び改善を行っていなかった
- ID不正使用
 - 規則第91条第2項第12号八により義務づけられた**嚴重な鍵の管理が行われておらず、～中略～所持が義務付けられた証明書等を持たずに防護区域にある中央制御室まで入室した**

11

● 概要

- 国内外の有識者からなる取締役会の諮問機関
(2012年9月11日設置)
- 東京電力による世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向けた改革の取り組みについて、外部の視点で監視・監督



● 体制 (2021.4 現在)



委員長
デール・クライン氏
元米国原子力規制
委員長



委員
櫻井 正史氏
元国会事故調査委員会
委員



委員
アミル・シャカラムィ氏
元Exelon Nuclear社
バイスプレジデント



委員
西澤 真理子氏
株式会社リテラシー
代表取締役



委員
大西 正一郎氏
東京電力HD(株)社外取
締役 707アイ・マゼノイト株
式会社
代表取締役

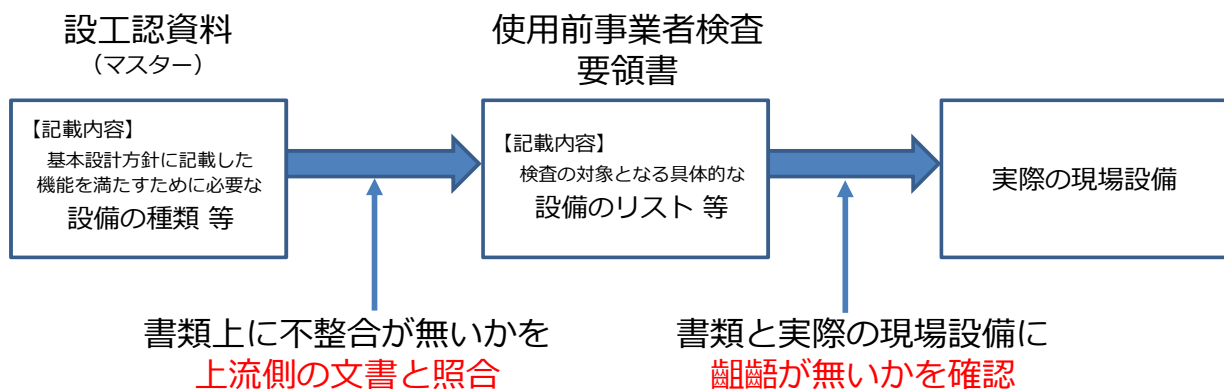
参考3) 安全対策工事の一部未完了に係る総点検の実施内容

2月15日：お知らせ済

- 7号機の安全対策工事の一部未完了を踏まえ、改革チーム主導のもと「総点検」を実施
 <総点検の実施内容>
 - ① マスターとなる設工認※資料と使用前事業者検査要領書の設備に不整合が無いか確認
 - ② そのうえで、使用前事業者検査要領書の対象設備の現場状況を確認

※設工認：設計及び工事計画の認可

設工認申請内容等と実際の現場状況を確認



総点検後も、現在実施中の使用前事業者検査で設備の健全性および機能を確認し、不適合などが確認された場合には適切な措置を講じる

柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染症患者の概要

2021年4月7日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された柏崎刈羽原子力発電所で勤務する当社社員1名について、患者の概要をお知らせいたします。

<新型コロナウイルス感染症患者の概要>

1 年代 : 20代

2 性別 : 男性

3 居住地 : 柏崎市

4 症状・経過 : 現在、詳細については新潟県柏崎保健所にて、本人に対してご確認いただいているところ。

なお、当社として確認している内容については以下の通り。

4月3日 味覚・嗅覚に違和感あり、鼻づまりの症状あり、発熱なし

4月5日 柏崎市内の医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査を受検

同日、夜にPCR検査の結果、陽性と判明

4月6日 保健所の指導に基づき、医療機関へ入院

次ページに続く

- 5 行 動 歴： 現在、詳細については新潟県柏崎保健所にて、本人に対してご確認いただいているところ。
なお、当社として確認している内容については以下の通り。
- ・当該社員は発電所構内の事務本館とは別の事務所で勤務しており、原子炉建屋等への立ち入りはなし。また、4/2以降の発電所構内への入構はなし
- ※直近 2 週間で管理区域および中央制御室への立ち入りなし、運転員との接触なし
- ・新潟県外への往来：なし
 - ・海外渡航歴：なし
- 6 濃厚接触者： 新潟県柏崎保健所にご確認いただいているところ。なお、現在体調不良者は確認されていない。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染症患者の概要

2021年4月11日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された柏崎刈羽原子力発電所で勤務する当社社員1名について、患者の概要をお知らせいたします。

なお、当該社員と接触のあった社員については、現在、自宅待機を指示しております。今後、保健所の指導に基づき、適切に対応してまいります。

<新型コロナウイルス感染症患者の概要>

1 年 代 : 30代

2 性 別 : 男性

3 居 住 地 : 柏崎市（埼玉県に自宅があり、単身赴任中）

4 症状・経過 : 現在、詳細については埼玉県の保健所にて、本人に対してご確認いただいているところ。

なお、当社として確認している内容については以下の通り。

4月7日 4月5日に感染が確認された当社社員と業務上の接点はなかったものの同一フロアで執務していたため、午後から帰宅し在宅勤務

4月8日 在宅勤務後、埼玉県の自宅にマイカーで帰宅

4月9日 発熱、喉の痛み、関節痛の症状があることから、埼玉県内の医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査を受検

4月10日 PCR検査の結果、陽性と判明

次ページに続く

5 行 動 歴： 現在、詳細については埼玉県の保健所にて、本人に対してご確認いただいているところ。

なお、当社として確認している内容については以下の通り。

- ・当該社員は発電所構内の事務本館とは別の事務所で勤務しており、原子炉建屋等への立ち入りはなし。また、4月8日以降の発電所構内への入構はなし

※直近2週間で管理区域および中央制御室への立ち入りなし、運転員との接触なし

- ・新潟県外への往来：あり（埼玉県にある自宅との往来）
- ・海外渡航歴：なし

6 濃厚接触者： 埼玉県の保健所にご確認いただいているところ。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

特別事業計画の変更の認定申請について

2021年3月31日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、本年3月22日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」）に対して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第43条第1項の規定に基づき、要賠償額の増加に伴う資金援助額の変更を申請いたしました。

これを踏まえ、同法第46条第1項の規定に基づき、2020年4月24日に認定を受けた新々・総合特別事業計画（第三次計画）の要賠償額等の変更について、機構の運営委員会による議決を経て、本日、機構と共同で主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対して認定申請いたしました。

なお、特別事業計画の変更内容につきましては、主務大臣による認定を受け次第、速やかにお知らせいたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本社 渉外・広報部 報道グループ 025-283-7461（代表）

新潟本社行動計画の取り組み状況について

2020年度 第4四半期進捗報告



2021年 4月 12日
東京電力ホールディングス株式会社
新潟本社

TEPCO

目次

1

1. 安全性向上の取り組み **update**
2. 運営体制の構築の取り組み **update**
3. 防災支援の取り組み 緊急時の初動体制
4. 地域貢献の取り組み
 - ① 長岡技術科学大学との共同研究
 - ② 地域行事への参加 **update**
5. 傾聴と対話の取り組み
 - ① コミュニケーションブース
 - ② 地域の皆さまへの説明会 **update**
 - ③ 発電所視察対応 **update**

TEPCO

1. 安全性向上の取り組み（1/3）

概要

- 「安全意識」「技術力」「対話力」を向上させるため、原子力安全改革プランを実行
- 新規規制基準適合性審査（以下、審査）への真摯な対応
- 福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえた安全対策の着実な実施
※個別具体的な取り組み状況について、原子力安全改革プラン進捗報告にて定期的に報告

* なお、柏崎刈羽原子力発電所における一連の事案を踏まえ、福島第一原子力発電所事故まで遡り、安全文化や核セキュリティ文化が現場の隅々まで根付いていたのか、組織的な課題を明らかにすることとしている。柏崎刈羽原子力発電所にとどまらず、社長を含む経営層・本社まで広範囲に調査を行い、原子力部門の組織全体の課題を明らかにする。

主な取り組み

<事故を防ぐ>

- 福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を踏まえた、自主的な安全対策を実施
- 綿密な断層調査による活動性評価及び保守的な基準地震動の策定
- 厳格な審査を通じた、更なる安全性向上と継続的な改善

<止める（事故対応の技術的能力の向上）>

- 事故対応時に迅速・的確な意志決定が図られるよう、米国などの緊急時対応体制である、ICS（災害時現場指揮システム）の考え方を導入
- 過酷な状況を想定し、さまざまなシナリオによる訓練を継続的に実施し、技術的能力を向上

TEPCO

1. 安全性向上の取り組み（2/3）

主な取り組み

<冷やす>

- 電源喪失時も原子炉の冷却が可能となるよう、高圧代替注水設備の設置、消防車や大容量送水車の配備等、冷やす機能を多様化、多重化



<放射性物質を閉じ込める・減らす>

- 既存の除熱システムに加えて、圧力容器と格納容器内の除熱が可能な「代替循環冷却設備」を開発し設置
（審査では、フィルタベントと同等以上の効果があり、ベントに優先して使用すべき設備として評価され、他のBWRプラントにも設置を義務付け）
- 万が一のベントに備え、放射性物質の放出を大幅に低減するフィルタベント装置を設置

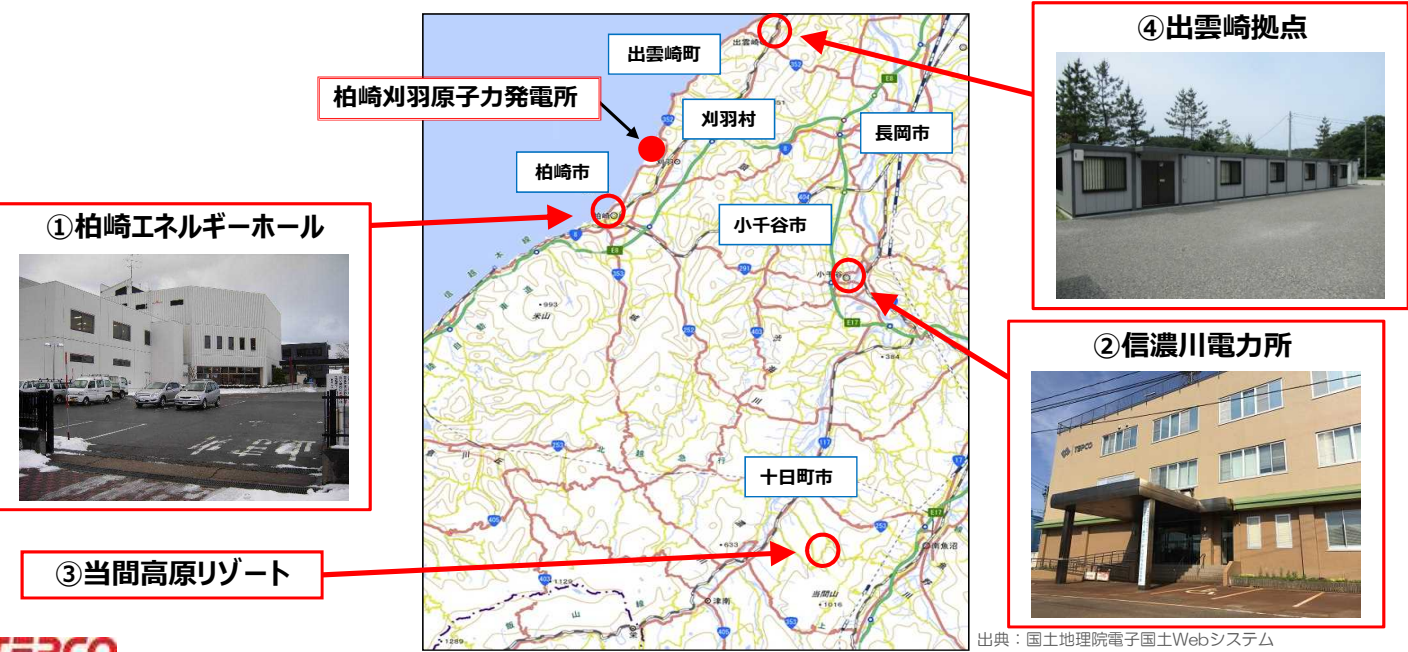


TEPCO

1. 安全性向上の取り組み (3/3)

<災害対策支援拠点の整備>

- 原子力発電所の災害対策（事故の収束や拡大防止）を支援するため、必要な資機材を保管・調達し、発電所へ送り出したり、対応要員の往來を管理するための拠点
- 当社では、柏崎エネルギーホール、信濃川電力所、当間高原リゾート、出雲崎拠点の4拠点を整備
- 災害対策支援拠点を多重化することで、支援活動を強化



TEPCO

2. 運営体制の構築の取り組み (1/2)

概要

- 新潟本社の設置
- 新潟県知事の掲げる3つの検証へのご協力

主な取り組み

<新潟本社の設置>

- 2015年4月、新潟本社設立
 - 県内全域における広聴・広報活動や原子力災害時の避難支援策の検討・実施
- 2018年3月、新潟本社行動計画を策定し、活動拠点として、柏崎市内に「まもる・そなえる・こたえる」オフィスを開設
- 2019年4月、新潟県の皆さまとのコミュニケーション活動をより強化していくため、柏崎市内のカムフィー2階に地域対応業務の拠点として新たにオフィスを開設
 - 「まもる・そなえる・こたえる」オフィスを拠点としていた地域対応要員が、同オフィスへ移転。さらに、フリーアドレスを導入し、新潟本部や発電所内の地域活動要員も利用
 - 広聴活動で得られた地域の声を活かし、地元目線の取り組みを充実させていく

<まもる・そなえる・こたえるオフィス>



<カムフィー>



TEPCO

主な取り組み

<新潟県知事の掲げる3つの検証へのご協力>

- 新潟県の皆さまの安全・安心のためにも、新潟県が進めている検証作業は重要なことであると考えており、ご協力をさせていただきます
 - 新潟県技術委員会
 - ・ 2012年より行われている福島第一原子力発電所の事故原因の検証について、ご協力させていただいております
(2020年10月26日、とりまとめられた検証報告書が、知事へ報告された)
 - 新潟県避難委員会
 - ・ 2017年より行われている原子力災害時の避難方法に関する検証について、ご協力させていただいております

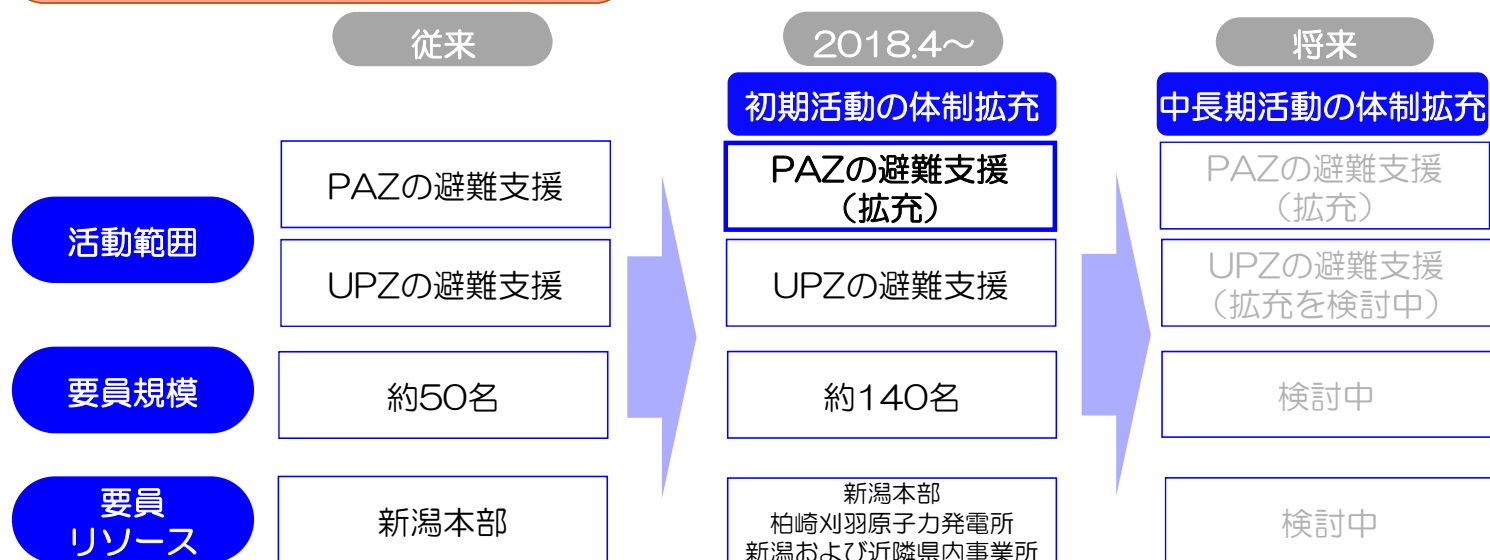
- 新潟県技術委員会において、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策についても、ご協力させていただいております
 - 2021年2月12日に「柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認事項21項目の内、当社が説明する19項目」について説明させていただいております



3. 防災支援の取り組み 緊急時の初動体制 (1/2)

- 「避難支援チーム」を、2018年4月1日から、新潟本部、柏崎刈羽原子力発電所、新潟県域および近隣県内事業所との協働体制を確立することにより、初動要員を約140名体制へと増員。また、防災や避難支援業務を専門とする社員が柏崎市内に常駐
- これにより、概ね5km圏内(PAZ)の避難支援を行う初期活動の体制を拡充
- 更に、概ね30km圏内(UPZ)の避難支援活動の体制の拡充についても検討中

「避難支援チーム」の増強 (緊急時)



8

3. 防災支援の取り組み 緊急時の初動体制（2/2）

緊急時における初期活動(PAZの避難支援)の体制

- 約140名による初期活動の体制に拡充
- 今後、訓練を重ねてクイック&パワーアップを実現

→ 要員の動き

村上方面
避難経路所

新潟本部

柏崎刈羽原子力発電所

福祉施設・病院

「まもる・そなえる・こたえる」
オフィス

湯沢方面
避難経路所

新潟および近隣県内事業所

妙高・糸魚川方面
避難経路所

UPZ(概ね30km圏)

PAZ(概ね5km圏)

	活動内容	要員 リソース
初期活動	①介護を必要とされる方々の避難支援 (福祉車両・バス等の運転、移動介助)	新潟本部、 柏崎刈羽 原子力発電所
	②福祉施設・病院 (屋内退避施設)の運営支援 (介護補助、物資補給)	
	③PAZ避難経路所の運営支援 (開設、案内・介助、車両誘導)	新潟および 近隣県内 事業所

<介護技術講習>

<福祉車両>

TEPCO

9

4. 地域貢献の取り組み ① 長岡技術科学大学との共同研究

- 2020年2月、長岡技術科学大学（以下、長岡技科大）と防災・減災に関する共同研究の包括連携協定を締結し、5つの共同研究プロジェクトを立ち上げた
- 2020年4月より順次研究を開始しており、2023年3月までの3年間、共同研究を行う

プロジェクト名	研究規模(要員数)	研究内容・実績(下線部は2020年度の実績)
①自然災害対策技術	9名	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨時の斜面崩壊などの災害発生の予測ならびに被災箇所の迅速な把握に関する研究 道路の斜面、電気設備の立地箇所などに研究成果を活用し、災害の未然防止、および迅速な対応などレジリエンス向上を目指す
②災害時電源確保業務	8名	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難所等に設置できるコンパクトな電源装置の研究 複数の電源から充電が可能で、停電が発生した場合には非常用電源として長期対応可能なシステムを開発
③移動式災害対応技術	10名	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に電源などの重量物を運搬する運搬車両及び制御技術の研究 風水害等の影響で運搬困難となった泥濘地や悪路等において、電源などを早期に安全かつ容易に移動する技術を開発
④住民・環境支援技術	8名	<ul style="list-style-type: none"> 長岡技科大が保有する「微生物を活用した浄水技術」を応用した浄水器の試作品を長岡技科大内のアイデア開発道場に設置(9月)
⑤教育・組織レジリエンス向上	延べ 38名 ※5つのテーマ毎に長岡技科大の教員をリーダーとした研究体制を構築	<p>【個別テーマ】プロジェクトを以下の5つのテーマに分け、研究を開始</p> <ol style="list-style-type: none"> 広域災害時の介護施設レジリエンス向上 災害時リソース活用 SDGsや防災に関わる人材育成 長岡技科大と共同で防災に関する実験キットを開発し、長岡市内の小学校・中学校で出前授業を実施(10月~12月) 地域コミュニティの災害ロバスト性(頑強性)向上 長岡技科大と新潟県が主催した「新潟防災シリーズフォーラム」において、共同研究の一環として「防災ワクチンフォーラム」を開催(9/19、20) 災害対応能力向上支援システムの開発

51

<2021/1/1~2021/3/31の実績>

地域行事	実施日	作業内容	参加者数
柏崎市社会福祉協議会主催 柏崎市除雪ボランティア	1/15 1/20 1/21 2/9 2/24	個人宅の除雪作業	16名
JR東日本・魚沼漁業協同組合主催 小千谷地区における信濃川へのサケ稚魚放流活動	2/18	放流お手伝い	3名
千曲川（西大滝下流）水環境改善促進協議会主催 稚魚放流体験会	3/2	放流お手伝い	3名
越後妻有雪花火／Gift for Frozen Village 2021	3/6	会場警備・誘導・案内	10名
JR東日本・中魚沼漁業協同組合主催 宮中取水ダム魚道付近（十日町市）における 信濃川へのサケ稚魚放流活動	3/10	放流お手伝い	3名
中魚沼漁業協同組合主催 信濃川へのサケ稚魚放流活動	3/10	放流お手伝い	3名
柏崎青年会議所主催 柏刈クリーン作戦	3/28	柏崎駅前公園、赤坂山公園のゴミ拾い、遊具の清掃作業	14名



5. 傾聴と対話の取り組み ① コミュニケーションブース

実施内容

- 新潟県内において「東京電力コミュニケーションブース」を設置し、県内の皆さまからの疑問やご意見をお聴きするとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の取り組み等をわかりやすくご紹介しております。また、パネル展示やVR（バーチャルリアリティ）等を通じて発電所で講じている安全対策や放射線など原子力発電全般に関する質問にお答えするとともに、さまざまな「声」をお聴きしております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「コミュニケーションブース」は、2020年3月3日より開催を自粛しております。



※2つの市町村にお住まいの方を対象として開催し「声」をお聴きしているブースがあるため、開催回数とグラフの合計値は異なります。（2021年3月31日現在）



- 柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準への適合性審査および安全性向上への取り組み、また、IDの不正使用や安全対策工事未完了について、ご説明させていただくとともに、ご意見を伺う貴重な場として「地域の皆さまへの説明会」の開催を実施

開催日	会場	参加者数
2021/1/25	柏崎市文化会館アルフォーレ	107名
2021/1/27	刈羽村生涯学習センター ラピカ	79名
2021/2/8	長岡リリックホール	109名
2021/2/9	上越文化会館	66名
2021/2/12	新潟ユニゾンプラザ	108名



会場の様子（長岡会場）

主な声

- 今回の不適切な事案について、そもそも何が原因だったのか、しっかり原因究明をしているのか
- IDカード不正使用は、マスコミ報道のあとに、東京電力が公表している安全に関する大事な問題は、自ら公表すべきではないか、隠蔽していたのではないか
- 豪雪の中、発電所で災害が発生したら地域住民は避難できるのか

説明会当日の様子や頂いたご質問に対する回答は弊社ホームページでご覧いただけます
https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/communication/briefing/index-j.html

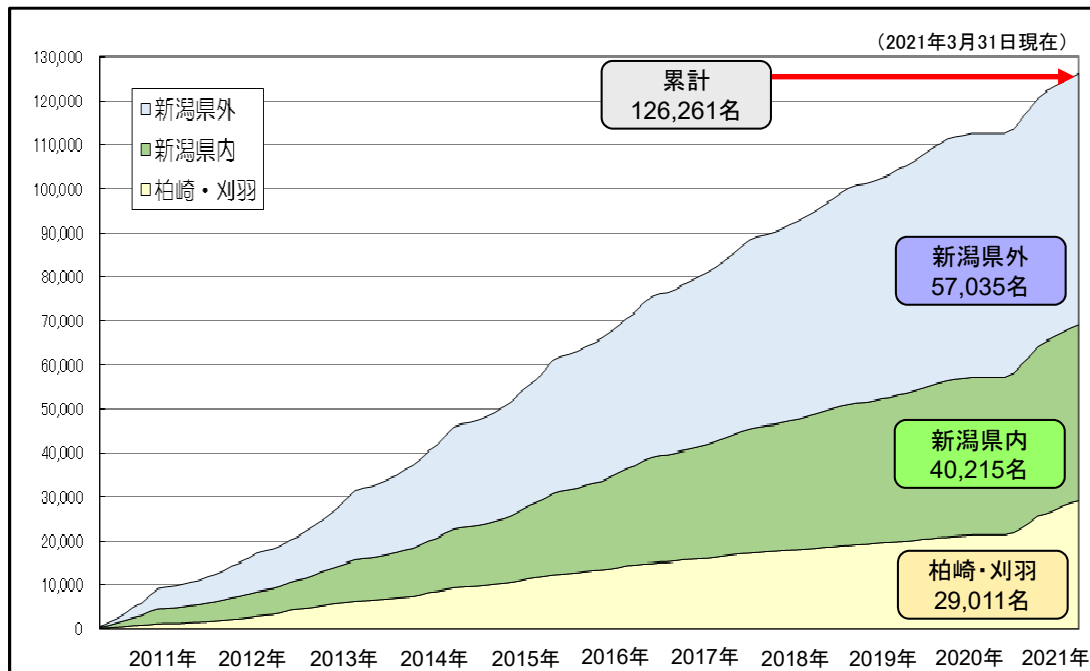


【参考】地域の皆さまへの説明会 開催実績（新潟本社設立以降）

日時	場所	参加者数
2015/6/8	刈羽村生涯学習センター ラピカ	64名
2015/6/9	柏崎市産業文化会館	128名
2015/12/21	柏崎市産業文化会館	128名
2015/12/22	刈羽村農村環境改善センター	44名
2016/9/13	柏崎市市民プラザ	79名
2016/9/14	刈羽村 高町地区集会場	24名
2018/1/30	柏崎市産業文化会館	98名
2018/1/31	刈羽村生涯学習センター ラピカ	52名

■ 新潟県内をはじめ、多くの皆さまに、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、取り組みを進めている柏崎刈羽原子力発電所の安全対策などをご視察いただいております。

発電所視察者数



【防潮堤（5～7号機側）】



【貯水池】



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「発電所のご視察」は、3密回避等の感染拡大防止対策を講じた上で、実施しております。

以上

広報活動について (4月報告)

2021年 4月14日

東京電力ホールディングス株式会社
新潟本社

TEPCO

■ 地域の皆さまへの説明会について

TEPCO

取組内容

これまでは立地市村である柏崎市、刈羽村のみで説明会を開催
↓広く県域での開催を検討
立地市村に加え、県内上・中・下越地域それぞれから長岡市、上越市、および新潟市で開催

検討した点

- 会場選定 : 初めての立地市村以外での開催、またコロナ禍での開催を踏まえ、感染症対策にも配慮した上で、広さや来場し易さを考慮して会場を選定
- 広報 : 多くの皆さまにお越しいただけるよう、新聞広告やチラシの作成、HPで告知
- 感染症対策 : 密を回避するため座席数を制限、感染リスクを低減するため開催時間を限定、万一来場者カードによるお名前・ご連絡先の確認

実施概要

開催日	会場	ご来場者数
1月25日	柏崎市文化会館アルフォーレ	107名
1月27日	刈羽村生涯学習センター ラピカ	79名
2月 8日	長岡リリックホール (長岡市)	109名
2月 9日	上越文化会館 (上越市)	66名
2月12日	新潟ユニゾンプラザ (新潟市)	108名

主な声

- もっと周辺自治体に住む住民への説明会を多くすべき
- 安全対策工事が未完了だったのだから、今日の説明会は成り立たない
- 工事完了後に説明会を再び開催すべき
- 大雪の中、なぜ、説明会を開催したのか

柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染症患者の概要

2021年4月14日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された柏崎刈羽原子力発電所で勤務する当社社員1名について、患者の概要をお知らせいたします。

なお、当該社員と接触のあった社員については、現在、自宅待機を指示しております。今後、保健所の指導に基づき、適切に対応してまいります。

<新型コロナウイルス感染症患者の概要>

- 1 年代 : 30代
- 2 性別 : 男性
- 3 居住地 : 柏崎市
- 4 症状・経過 : 現在、詳細については新潟県柏崎保健所にて、本人に対してご確認いただいているところ。
なお、当社として確認している内容については以下の通り。
4月6日 4月5日に感染が確認された当社社員と同一建物で執務し
同じ寮に居住していることから、4月6日以降、在宅勤務
4月10日 軽い頭痛の症状あり
4月11日 発熱、喉の痛み、頭痛の症状あり
4月12日 発熱、喉の痛み、頭痛の症状があることから、保健所の指
示によりPCR検査を受検
4月13日 PCR検査の結果、陽性と判明
4月14日 保健所の指導に基づき、医療機関へ入院

次ページに続く

- 5 行 動 歴： 現在、詳細については新潟県柏崎保健所にて、本人に対してご確認いただいているところ。
なお、当社として確認している内容については以下の通り。
- ・当該社員は発電所構内の事務本館とは別の事務所で勤務しており、原子炉建屋等への立ち入りはなし。また、4月6日以降の発電所構内への入構はなし
 - ※直近2週間で管理区域および中央制御室への立ち入りなし、運転員との接触なし
 - ・新潟県外への往来：なし
 - ・海外渡航歴：なし
- 6 濃厚接触者： 新潟県柏崎保健所にご確認いただいているところ。なお、現在体調不良者は確認されていない。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の
規定に基づく原子力規制委員会からの命令の受領について

2021年4月14日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所においては、IDカード不正使用の件に続き、核物質防護設備の機能が一部喪失する事案が発生しております。地元の皆さまをはじめ、社会の皆さまに、大変なご不安をおかけしていること、また、ご不信をあたえておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

本日、原子力規制委員会より、当社に対して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づき、「原子力規制委員会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第1区分に変更することを通知する日まで、柏崎刈羽原子力発電所において、特定核燃料物質を移動してはならない」とする命令を受領しました。

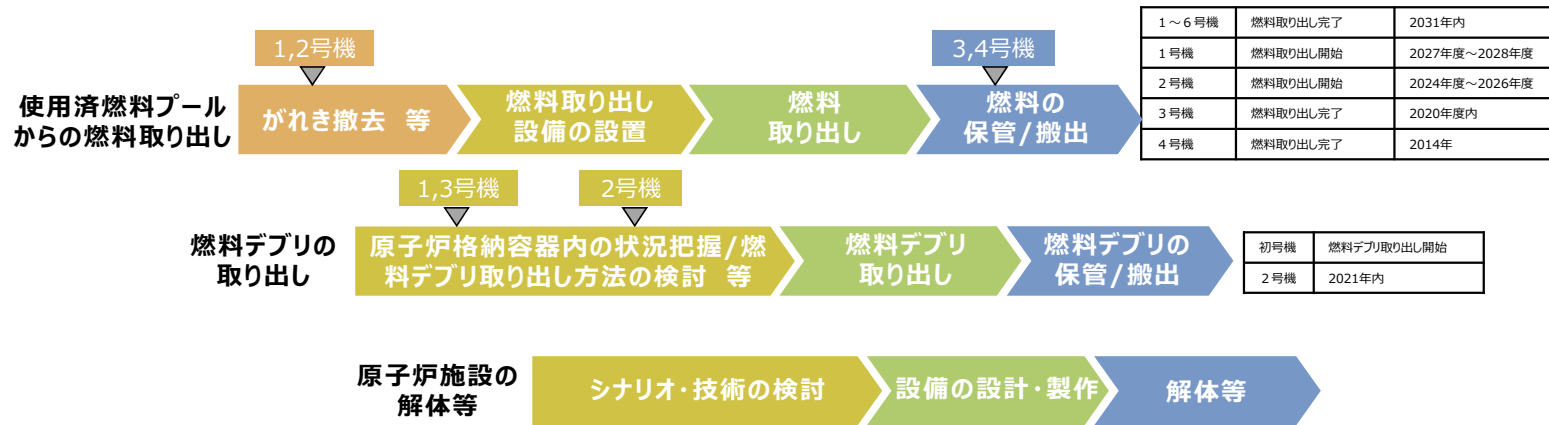
当社としましては、今回の措置を大変重く受け止め、経営層自らが先頭に立ち、一連の事案に対してあらゆる視点から根本的に原因を究明し、抜本的な改革を進めてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
原子力・立地本部 広報グループ 03-6373-1111（代表）

「廃炉」の主な作業項目と作業ステップ

使用済燃料プールからの燃料取り出しは、2014年12月に4号機が完了し、2021年2月28日に3号機が完了しました。引き続き、1、2号機の燃料取り出し、1～3号機燃料デブリ(注1)取り出しの開始に向け順次作業を進めています。



(注1) 事故により溶け落ちた燃料。

使用済燃料プールからの燃料取り出し

2019年4月15日より、3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しを開始し、**2021年2月28日に3号機使用済燃料プール内全ての燃料の取り出しを完了しました。**



取り出し完了燃料(体)
566/566
 (2021/2/28燃料取り出し完了)

燃料取り出し(566体目)の状況
 (撮影日2021年2月26日)

汚染水対策 ～3つの取り組み～

(1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進に関する取り組み

①汚染源を「取り除く」 ②汚染源に水を「近づけない」 ③汚染水を「漏らさない」

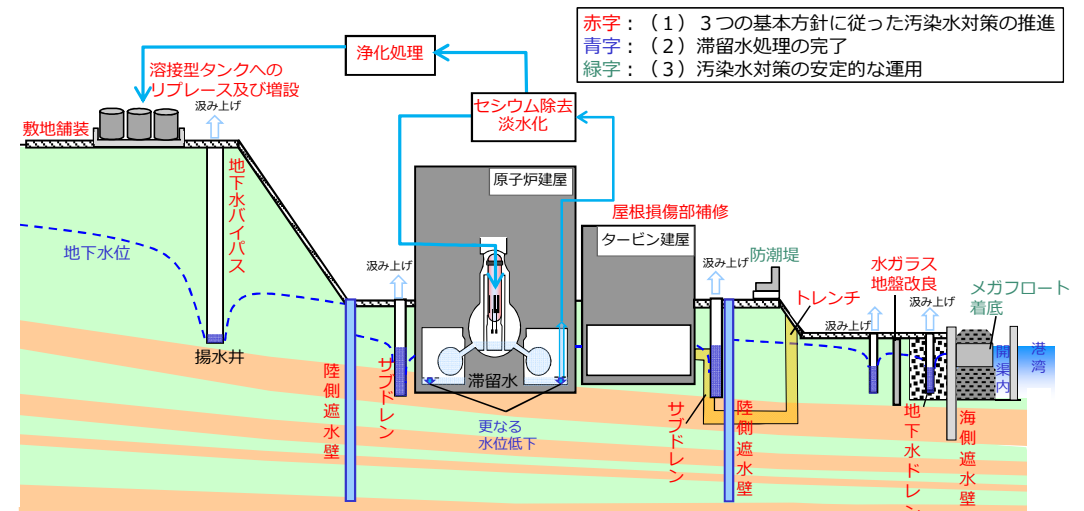
- 多核種除去設備以外で処理したストロンチウム処理水は、多核種除去設備での処理を行い、溶接型タンクで保管しています。
- 陸側遮水壁、サブドレン等の重層的な汚染水対策により、建屋周辺の地下水位を低位で安定的に管理しています。また、建屋屋根の損傷部の補修や構内のフェーシング等により、降雨時の汚染水発生量の増加も抑制傾向となり、汚染水発生量は、対策前の約540m³/日(2014年5月)から約180m³/日(2019年度)、**約140m³/日(2020年)まで低減**しています。
- 汚染水発生量の更なる低減に向けて対策を進め、2025年内には100m³/日以下に抑制する計画です。

(2) 滞留水処理の完了に向けた取り組み

- 建屋滞留水水位を計画的に低下させるため、滞留水移送装置を追設する工事を進めています。1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除く建屋においては、床面露出状態を維持出来る状態となりました。
- 2020年に1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除く建屋内滞留水処理が完了**しました。今後、原子炉建屋については2022年度～2024年度に滞留水の量を2020年末の半分程度に低減させる計画です。
- プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の地下階に、震災直後の汚染水対策の一環として設置したゼオライト土嚢について、線量低減策及び安定化に向けた検討を進めています。

(3) 汚染水対策の安定的な運用に向けた取り組み

- 津波対策として、建屋開口部の閉止対策や防潮堤設置の工事を進めています。また、豪雨対策として、土嚢設置による直接的な建屋への流入を抑制するとともに、排水路強化等を計画的に実施していきます。



取り組みの状況

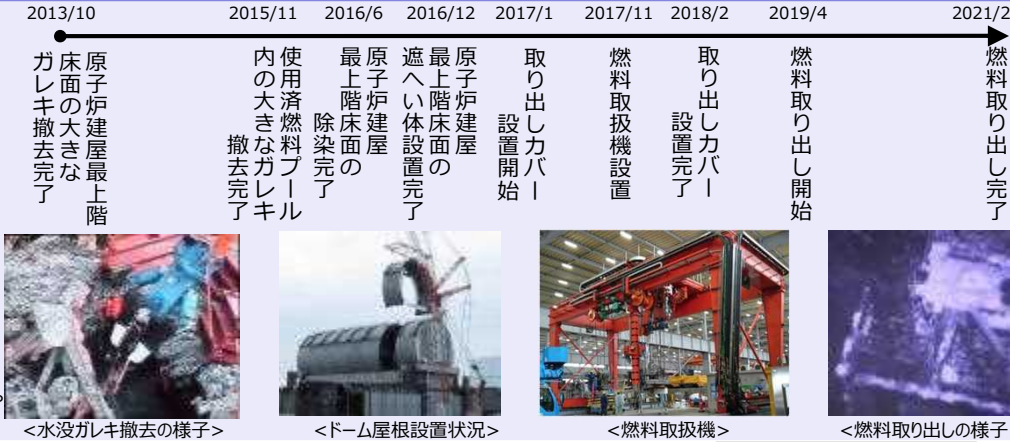
◆ 1～3号機の原子炉・格納容器の温度は、この1か月、約15℃～約20℃※1で推移しています。また、原子炉建屋からの放射性物質の放出量等については有意な変動がなく※2、総合的に冷温停止状態を維持していると判断しています。

※1 号機や温度計の位置により多少異なります。

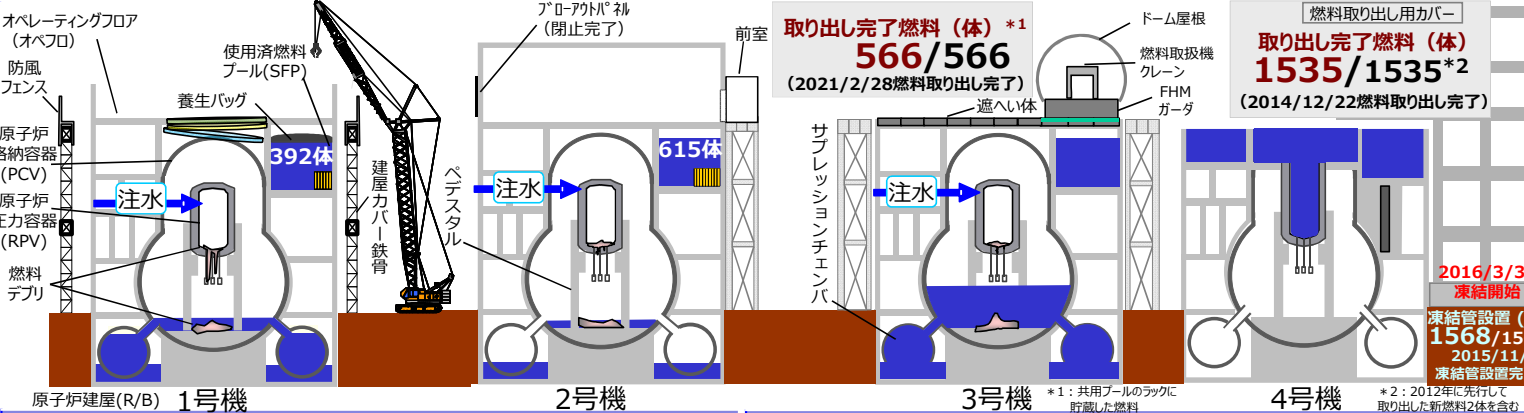
※2 1～4号機原子炉建屋からの放出による被ばく線量への影響は、2021年2月の評価では敷地境界で年間0.00004ミリシーベルト未満です。なお、自然放射線による被ばく線量は年間約2.1ミリシーベルト（日本平均）です。

3号機使用済燃料プール内の全ての燃料の取り出しが完了（2021年2月28日）

3号機の使用済燃料プールに残っていた燃料566体の取り出し作業を完了しました。炉心溶融した号機では、今回が初めてとなります。使用済燃料プールのある3号機原子炉建屋最上階は高線量環境下であったため、ガレキ撤去や燃料取り出しを遠隔で実施しました。作業中は様々な問題に直面しましたが、協力企業各社と一体となり、改善を重ね取り組んだ結果、この度、予定した作業を終えることができました。本作業で得た教訓や知見については1、2号機の燃料取り出し作業に活用してまいります。

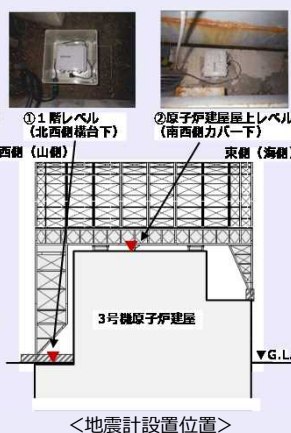


<水没ガレキ撤去の様子> <ドーム屋根設置状況> <燃料取扱機> <燃料取り出しの様子>



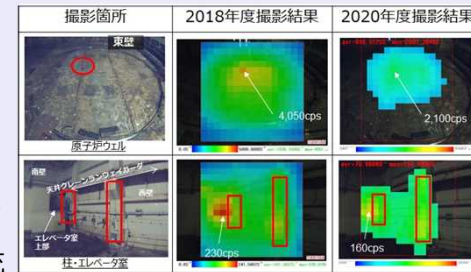
3月19日に3号機地震計の運用再開

試験的に設置した3号機原子炉建屋の地震計について、雨水による水没やノイズ発生により故障したため、観測を中断していました。ノイズの発生原因については調査中です。当該地震計については新品に交換し、3月19日に試験運用を暫定的に再開しました。その後、翌日に発生した宮城県沖地震の観測記録を取得しました。引き続き、得られた観測記録を活用した建屋の経年変化の傾向確認方法や1,2号機への設置の検討をしてまいります。



2号機原子炉建屋最上階内の空間線量率、表面汚染密度の低下傾向を確認

2号機燃料取扱設備設置に向け、空間線量率測定、表面汚染測定を行い、前回測定時（2018年）と比較し、線量が全体で2割程度低下していることを確認しました。更なる線量低減対策の準備を進めるとともに、引き続き、作業を進めてまいります。なお、廃炉作業の知見拡充のため、2号機原子炉ウエル内の調査も実施してまいります。



1・3号機のPCV水位低下を踏まえ監視強化および知見の拡充を実施

1・3号機原子炉格納容器（以下、PCV）水位の低下を受けて、1～3号機でプラントパラメータの監視強化を実施しています。これまで有意な変動は確認されていないことから、直ちに原子力安全上の影響はないと評価しています。1号機のPCV水位については、緩やかな低下が継続しており、PCV水位を安定的に監視することを目的に3月22日に原子炉注水量を増加し、PCV水位の上昇を確認しました。今後のPCV内部調査を見据えて、PCV水位の変化を確認するなど知見の拡充を図ってまいります。

事故進展の解明に向け1-4号機SGTS室内を調査

事故進展の解明に向け、1～4号機の非常用ガス処理系（以下、SGTS）室内の機器や配管について、順次調査を行ってまいりました。ガンマイメジャを用いた調査では、すべての号機のSGTSフィルタトレイン周辺で、ベントガスの逆流と考えられる汚染が確認され、また、3,4号機のSGTSフィルタトレイン内で、ベントガスの凝縮水と考えられる溜まり水が確認されました。引き続き、事故進展の解明に取り組んでまいります。

廃炉中長期実行プランを改訂

2020年3月、中長期ロードマップや原子力規制委員会のリスクマップに掲げられた目標を達成するための廃炉全体の主要な作業プロセスを示す「廃炉中長期実行プラン2020」を公表しております。このたび、2020年度における廃炉作業の進捗や、新たに判明した課題を踏まえて「廃炉中長期実行プラン2021」として改訂しました。廃炉作業は世界でも前例のない取り組みが続くことから、今後も進捗や課題に応じて本プランを定期的に見直ししながら、廃炉を安全・着実にかつ計画的に進めてまいります。

主な取り組みの配置図



※モニタリングポスト (MP-1~MP-8) のデータ

敷地境界周辺の空間線量率を測定しているモニタリングポスト(MP)のデータ (10分値) は0.361μSv/h~1.216μSv/h (2021/2/24 ~ 2021/3/23)。
 MP-2~MP-8については、空間線量率の変動をより正確に測定することを目的に、2012/2/10~4/18に、環境改善 (森林の伐採、表土の除去、遮へい壁の設置) の工事を実施しました。
 環境改善工事により、発電所敷地内と比較して、MP周辺の空間線量率だけが低くなっています。
 MP-6については、さらなる森林伐採等を実施した結果、遮へい壁外側の空間線量率が大幅に低減したことから、2013/7/10~7/11にかけて遮へい壁を撤去しました。

提供：日本スペースイメージング (株) 2020.5.24撮影
 Product(C)[2020] DigitalGlobe, Inc., a Maxar company.

ご質問への回答

<宮崎委員>

3月の地域の会で報告された「柏崎刈羽原子力発電所（中略）における核物質防護に係る事案が報告されました。市民向けのためか、核物質防護に抵触しない範囲での報告だと断ってありました。安全協定を結ぶ県市村にはどのように通報したのか教えてください

Q1. 安全協定第4条に基づく「通報連絡」では軽微な事象も県市村に報告することになっています。核物質防護に抵触する内容は通報することになっているか、いないか原則を教えてください。

A.

- 安全協定の第2条において、当社は発電所の運転、保守及び管理等の状況について、積極的に情報の公開を行うこととしていますが、安全協定の運用上、個人のプライバシーに関するもの、核物質防護を含む公共の安全に関するもの、公開することにより当社又は第三者の正当な利益を害するものは例外とさせていただきます。

(抜粋)

2 第2条について

丙^{*}は、発電所の運転、保守及び管理等に関する情報について積極的に公開するものとする。ただし、個人のプライバシーに関するもの、核物質防護を含む公共の安全に関するもの、公開することにより丙又は第三者の正当な利益を害する恐れのあるもの等はこの限りではない。

※「丙」は東京電力

(出典) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全協定確保に関する協定の運用について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/niigata-unyou.html>

- なお、核物質防護に関する事案の情報公開のあり方については、核セキュリティとのバランスを考慮しながら、原子力規制庁によるご指導や第三者のご意見などを伺い、社内で検討を進めているところです。ただし、一連の事案で、地元の皆さまをはじめ、社会の皆さまに大変なご不安をおかけしていること、ご不信をあたえてる状況を踏まえ、当面は、核物質防護の脆弱性が公にならない範囲において、適時適切なタイミングでお知らせしてまいります。

Q2-①. IDカード不正使用の事件は、昨年9月20日発生、9月21日には規制庁に報告しています。同日県市村に報告しなかったと思われるが、理由は何ですか。

A.

- Q1で回答させていただいた通り、安全協定の第2条の運用上、個人のプライバシーに関するもの、核物質防護を含む公共の安全に関するもの、公開することにより当社又は第三者の正当な利益を害するものは例外とさせていただいています。

Q2-②. 県市村に報告したのは、いつですか。安全協定では、「直ちに通報する」となっていますが、安全協定違反を認めますか。

A.

- 1月23日に新潟県及び柏崎市、刈羽村に連絡をさせていただいています。なお、核物質防護に関する事案の情報公開については、Q1で回答させていただいた通り、安全協定の第2条の運用上、個人のプライバシーに関するもの、核物質防護を含む公共の安全に関するもの、公開することにより当社又は第三者の正当な利益を害するものは例外とさせていただいています。

Q2-③. 3月の地域の会で、2月15日付で核物質防護設備（複数）の損壊や故障があり、規制庁に報告したとありますが、安全協定上、県市村にも直ちに報告することだと思いますが、しましたか。報告の内容は、この文面と同じですか。IDカード不正使用の事件は、昨年9月20日発生、9月21日には規制庁に報告しています。同日県市村に報告しなかったと思われるが、理由は何ですか。

A.

- 核物質防護に関する事案の情報公開については、Q1で回答させていただいた通りになりますが、本件については、IDカードの不正使用の件を踏まえ情報公開のあり方等を検討する中で、核物質防護上お伝えできる範囲の内容で、2月19日にプレス公表を実施しています。
- また、各プレス公表前には自治体との安全協定に基づき、新潟県及び柏崎市、刈羽村へ通報連絡を行っています。通報連絡の内容については公表資料と同じ内容になります。

<高桑委員> ※前回の定例会でいただいたご質問

Q. 柏崎刈羽原子力発電所に自主設備は存在し、免震重要棟、よう素フィルタ、大湊側防潮堤などが自主設備という認識ですが、その認識で間違いはないですか。また、その他自主設備はありますか。

A.

- ご質問いただいた免震重要棟と大湊側防潮堤については、自主的に実施している対策になります。なお、よう素フィルタについては、免震重要棟や大湊側防潮堤とは異なり、新規制基準に基づく安全対策設備と位置付けてご説明しているものです。
- また、その他の自主的な対策としては、荒浜側ガスタービン発電機車や原子炉ウエル注水系などがあります。
- 加えて、消火用ポンプによる原子炉への注水など、もともと事故対応を目的に設計されていない設備による対応も事態を緩和する上では有効と考えており、このような手順も含めて自主的な対策としています。
- なお、安全審査の中では、複数の事故進展を想定した有効性評価を実施しており、重大事故等対処設備^{*}が著しい炉心損傷の防止や格納容器の破損防止対策として有効であることを確認しています。それに加え、当発電所では上記のような自主的な対策も実施しています。

※重大事故等対処設備

福島第一原子力発電所の事故のように設計時の想定を超える事故が発生した場合に備え、著しい炉心損傷や原子炉格納容器の破損等を防止するために設置した設備

以 上